

情報センサー

Vol. 184 February 2023

(Tax update)
令和5年度税制改正大綱

The EY logo consists of the letters 'EY' in a bold, black, sans-serif font. A yellow triangle is positioned above the 'Y'.

Building a better
working world

Pick up!



デジタル&イノベーション

EYでは監査法人と被監査会社のファイナンス部門が共創しながらDXを進めることで、双方にとって新たな価値が生まれると考えています。本稿では、連結財務諸表監査において監査対象としなかった子会社のリスクの識別や、多数の子会社の中からリスクの高い動きを捉えるアプローチとしてAI/機械学習と不正の手口を想定した伝統的な財務分析を組み合わせた分析手法を紹介します。

EY Consulting

02

少子高齢化時代における サステナブルなファイナンス組織への変革

EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株)
BC-Finance 中山俊秀 戸田貴裕

Tax update

06

令和5年度税制改正大綱

EY税理士法人 エグゼクティブ・マネジメント
公認会計士 税理士 南波 洋

デジタル&イノベーション

08

試算表を用いた連結子会社のリスクの識別

アシュアランスイノベーション本部 AIラボ
公認会計士 市原直通
公認会計士 成行浩史
公認会計士 出口智子

会計情報レポート

12

税効果会計における実務上の留意点

品質管理本部 会計監理部 公認会計士 石川 仁
公認会計士 宮崎 徹

業種別シリーズ

16

海運業のTCFD開示からみるリスクと国際動向

海運セクター 公認会計士 山中 武

IFRS実務講座

18

IFRS第16号の改訂 セール・アンド・リースバック取引 におけるリース負債

品質管理本部 IFRSデスク 公認会計士 大島 隼

Contents

情報センサー Vol. 184 February 2023

押さえておきたい会計・税務・法律 20

役員退職慰労金制度と株式交付信託を用いた 退任時支給型の株式報酬制度

公認会計士 太田達也

出版物のご案内 34

編集後記 36

JBS 24

シンガポール個人所得税および イミグレーションの最新動向について

EYシンガポール ピープル・アドバイザー・サービス 飯島陽佑

EY Consulting 26

経済安保と企業会計

ー経済安保の脅威と処方箋ー

EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株)
Business Consulting, Financeユニット 田畑 興

Trend watcher 30

M&A・組織再編等トランザクションのプロジェクト 管理にデジタルトランスフォーメーション (DX)を実現

EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株)
ストラテジー・アンド・トランザクション 長谷健一 牛島 希

企業会計ナビ ダイジェスト 32

外貨建有価証券等の換算と処理

企業会計ナビチーム 公認会計士 久保慎悟

少子高齢化時代における サステナブルなファイナンス組織への変革

EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株) BC-Finance 中山俊秀 戸田貴裕

▶ Toshihide Nakayama

Big4系コンサルティングファームを経て現職。主に会計および人事領域を中心としたコーポレート部門における組織・業務・システム面の改革、経理部門のSSC化、システム化構想、労務人事システムの導入支援等に従事。近年はファイナンス人材の育成・高度化を支援するTalent Managementのオフリング開発をリード。EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株) シニアマネージャー。



▶ Takahiro Toda

公認会計士試験合格後、日系コンサルティングファーム、Big4系コンサルティングファームを経て現職。主に会計領域で業務/システム両面でのコンサルティングに従事。近年はファイナンス人材の育成・高度化を支援するTalent Managementのオフリング開発を務める。EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株) シニアマネージャー。



I はじめに

近年の少子化により若年層の確保が困難な採用環境が続いており（＜図1＞参照）、ベテラン社員の高齢化や大量退職といった、いわゆる2030年問題を鑑みると今後さらに人材の確保が困難な状況が続くと考えられます。一方で、若年層の就職に対する意識変化や社員のワーク・ライフ・バランスに関する意識変化により、総合職という単一職種採用による組織機能・ガバナンス維持を目的とした国内外への人材配置・ローテーションが困難となっています。さらに、近年の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的大流行は半ば強制的に働き方に対する意識変化をもたらし、多様な働き方の提供がいっそう求められる状況です。人材を起因としたこれらの問題解決を先延ばしにすると、その分だけ社員の高齢化と採用数の減少が進み、現在のオペレーションモデルの破綻を早める原因になり得るため、早期な改善着手が求められます。

II 施策1：ポジション自体の削減

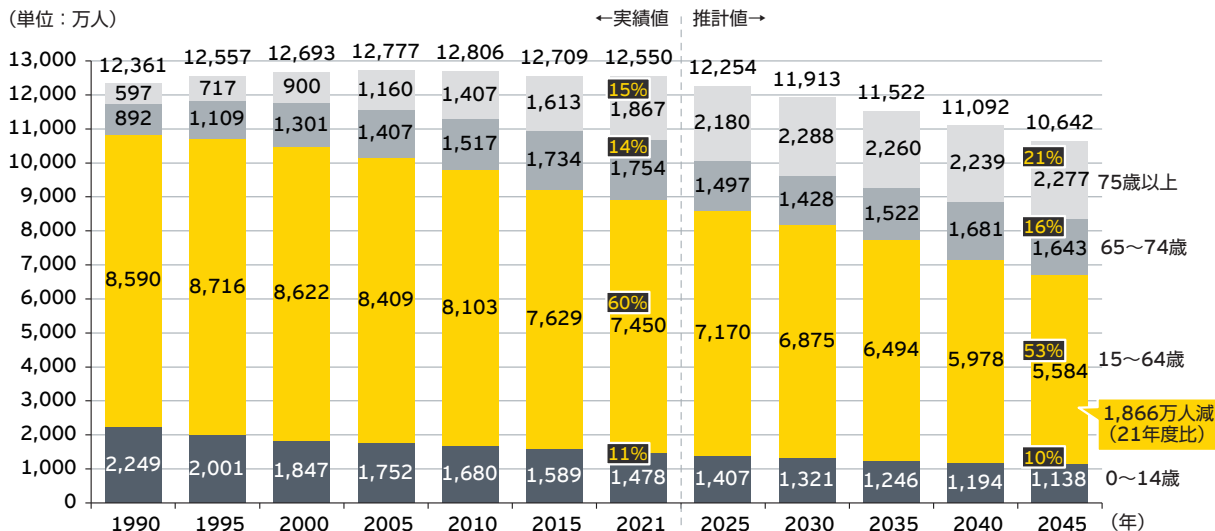
国内外の拠点・法人にファイナンス部門を配置することにより、それを機能させるためのポジションとポジションを埋めるための人材配置ニーズが発生します。人材確保が困難な状況下では、まずは、これらの組織

機能の集約化（シェアードサービス化）と外注化（アウトソーシング化）により、より少ない人数での組織運営が可能な状態へと目指す必要があります。すでに集約化と外注化を図っている場合も、定型・ルーティン業務を対象としている場合が多く、高度・専門的業務である単体決算や税務、資金管理、管理会計等の業務・機能は各拠点・法人に配置されたままとなっているケースが多いため「本当に拠点・法人にロケーションとして配置する意味があるもの」以外は徹底して集約化と外注化を図る必要があります。また海外に目を向けると、定型・ルーティン業務の集約化も不十分な場合があり、同様に徹底した集約化・外注化を行う必要があります。

一方、親会社で実施している連結決算やグローバル税務・資金管理、グループ経営管理といった機能は本当に親会社＝日本で実施（配置）する必要があるのかについて、再考の余地があります。これらの業務に必要な知識と経験を有する人材は海外にも多くおり、必ずしも親会社に配置し日本人社員が担う必要はないはずです。

さらに、高度・専門的業務を担う要員は自社人材が担っているのが現状ですが、会計士や税理士またはコンサルタントといった専門組織へ外注化、または専門家の人材派遣で不足分を賄うといった手法も選択肢として考えるべきです。この手法は単に不足要員の穴埋めだけでなく専門家が持つ知見を活かした業務効率化や

▶ 図1 日本の人口推移推計



新制度対応といった成果発揮も期待できます。近年はこのような高度・専門的業務の外部リソース活用手段も多様化していることから、これらを活用して社内人材登用が必要なポジション自体を削減することが期待できます。

ここまでは、機能を集約しポジションを削減する施策を述べてきましたが、ポジションの削減という意味では不十分です。さらなる削減を目指すにはグローバルでルール・業務プロセスの標準化が必須となります。「業務標準化」を実際に徹底できている企業は少なく、改善余地が多くあります。システム統一を図る企業でもシステム上で行う業務のルールやシステム外で行う業務の標準化が図れていないことが散見されます。昨今はERPでカバーしない業務を支援するサービス・システムも登場し、これらを活用することでさらなる標準化が推進され、各社または集約組織のスリム化を図ることが可能となります。また、昨今のコロナ禍でのリモートワーク浸透でも分かるように、複数拠点に配置された機能・業務に対し各拠点に人材を配置せずとも遠隔地から業務遂行することも可能になりました。つまり「本当に拠点に残す必要がある業務」であっても遠隔で複数拠点を担当することが可能であり、さらなるポジション削減も可能です。

Ⅲ 施策2：日本人社員中心の人材活用からの脱却

前述の施策1で業務集約や機能配置の見直しによる人材配置の原因となるポジションの削減を紹介しました。次は配置する人材そのものに関して、これまでの考え方を変え、必要なポジションに必要な人材の配置を可能にする施策を検討する必要があります。

まず行うべきは、海外現地法人で日本人が担う主要ポジションを現地人材へ委譲し、日本人社員の出向が必要なポジションを削減することです。「任せられる優秀な人材が現地法人にいない」「日本人でないと現地法人に対するガバナンスを効かせることができない」といった背景から日本人社員が赴任していますが、少子化が進む日本人社員だけで将来も引き続き必要な人数を拠出し続けることが困難なのは自明です。現在は、日本人が主要ポジションを担うが故に、経験を積んだ優秀な現地社員からは将来のキャリアパスが描けない企業と判断され、魅力的なポジションを提供する他社への転職を許してしまっています。この悪循環を断ち切り、主要ポジションを担うまでに現地社員を育成し、またその次の後継者候補を生む育成システムにまで昇華させるには長い時間を要します。そのため早急に改善着手を図り、現地採用社員へのポジション委譲を進めるべきです。

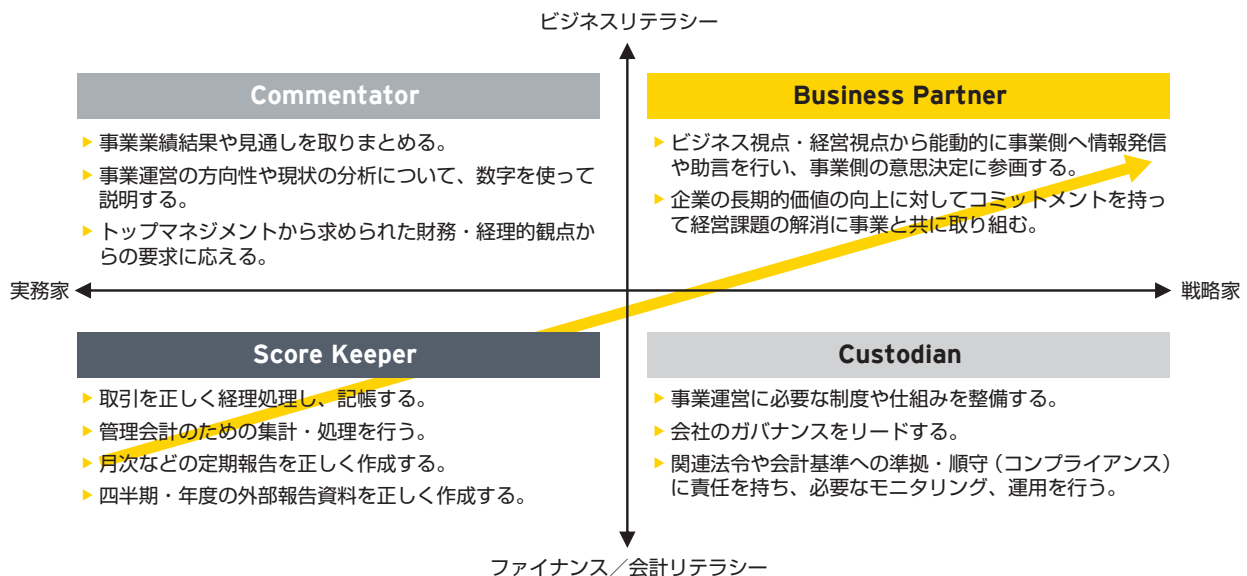
次に考えるべきは、現地法人の経営マネジメントを

担う人材は果たして日本人社員であるべきなのかという点です。職務を発揮するに見合うだけの経験・スキルを持った日本人社員を抛出し続けることが困難なのは、前述の通り自明です。加えて、事業のグローバル化が進展する現在および将来において、従来と同じように日本人社員だけで経営ポジションを担うことには矛盾があり、真のグローバル企業と言えるのだろうかという問題意識を抱えていた方は多いと思います。これを機に、現地法人の経営マネジメント層も委譲していくことを考える必要があります。またこの議論の先には、本社経営層も日本人社員である必要はあるのかという点にもつながります。いずれにせよ、重要な経営ポジションを担う優秀な人材を国籍に関係なく活用していくには、ボーダーレスな異動により多様な経験を積み、スキルを磨く将来の経営層を担う人材職種として「グローバル人材職」を設ける必要があります。実際に先進的なグローバル企業は、ファイナンス職種であっても国籍を問わないグローバル人材職として採用、育成、配置を行っています。またグローバルに活躍し将来の経営層を担うグローバル人材職は、優秀な外国籍人材の採用だけでなく、少子化が進む日本においても意識が高く優秀な人材の確保に貢献する制度だと考えられます。

IV 施策3：日本人社員の採用・育成・配置の見直し

最後に検討すべきは日本人社員についてです。集約化・外注化等により人材配置が必要なポジション数を削減した後も、グループ単位で考えると相当数のポジションが各拠点に残り、このポジションを埋めるための人材配置・ローテーションも依然として残ります。しかし現在、ローテーションにより全国にあるポジションを埋めることが難しくなっている企業が増えつつあります。育児・介護等の制約で異動が困難な人材や、そもそも異動を希望しない人材が増加していることも要因の1つです。前者はタイミングの問題であり異動順を変えることで対応可能ですが、後者の場合、労働契約に基づく人事権として強制すると退職という選択をする人材が増えつつあり、悩みの種となっている状況です。従来の「国内外で異動があるかもしれない総合職」という単一職種で採用とローテーションを実施し続けることは、早晚限界を迎えると考えられます。これを解決するには異動の範囲を見直した職種制度を検討すべきと考えます。つまり、異動無し、特定地域内での異動有り、国内全国異動有りといったタイプ別職種制度です。このような職種制度は前述の異動を希望しない人材の活用だけでなく、そもそも採用の間口を広げ必要な要員数の確保にもつながります。なぜならば、従来の国内外の異動がある総合職として単

▶ 図2 ファイナンス部門への新たな期待（機能転換）





一かつ相応の基準での採用ではなく、各職種が担う業務・ポジションに合致した採用基準となるため、従来の単一の採用基準に合致しなかった「地元志向を持つ人材」の採用にもつなげることが可能だからです。一方、国内全国異動有り職種やグローバル職種は引き続き相応の基準での採用が必要となりますが、そもそもの採用数が絞られるため、少子化時代においても必要な採用数の確保がしやすくなると考えられます。また、このような多様な制度は志向の異なる若者へのリーチを容易にするとともにファイナンス職種という希少な採用マーケットにおいてブランディング効果も期待できます。

V おわりに

これまで紹介した各施策は、実現または成果が出るまでに相応に時間を要します。例えば現地法人のポジション委譲は全ての委譲が完了するまでに3年、5年と時間がかかる場合もあります。しかし、着手の先延ばしはその期間分だけ現在のオペレーションモデルの破綻を早める原因になり得るため早急な対応が必要です。

こうした施策によりサステナブルな組織運営が可能となる部門へと変革した後は真に優秀な人材を惹き付けて、また離職を防ぐ組織となるべく、従来の受け身の機能・役割から事業の成長に貢献するインサイトを提供するBusiness Partnerへと役割を変え（<図2>参照）、より多くの人材を配置し、企業・事業の成長へ今まで以上に貢献していく組織へとなることが重要と考えます。

サステナブルかつ高付加価値サービスを提供する組織へと変革する契機と捉え本質的な改革に取り組むべきではないでしょうか。

お問い合わせ先

EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株)

E-mail : toshihide.nakayama@jp.ey.com

E-mail : takahiro.toda@jp.ey.com

令和5年度税制改正大綱

EY税理士法人 エグゼクティブ・マネジメント 公認会計士 税理士 南波 洋



▶ Hiroshi Namba

1993年から、太田昭和アーンストアンドヤング（現EY税理士法人）にて、日本企業・外資系多国籍企業に対する国内および国際税務アドバイザー業務に従事。国際税務、税制改正、組織再編税制などに係る講演、寄稿、執筆多数。日本公認会計士協会 租税調査会国際租税専門委員会 専門委員（2004年～2020年）。EY税理士法人 マネージャー。

I はじめに

令和4年12月16日に、令和5年度与党税制改正大綱が公表されました。本稿では、大綱で明らかにされた主要な改正・見直し項目の概要を説明します。なお、今後の国会における改正法案審議の過程において、一部項目の修正・削除・追加などが行われる可能性があります。ことに留意下さい。

II 法人課税

1. 研究開発税制の見直し

投資を増加させるインセンティブを強化するため、一般型における税額控除率のカーブを見直します。控除率の下限を1%（現行：2%）に引き下げ、その上限を14%（原則：10%）とする特例の適用期限を3年延長します。また、税額控除上限（法人税額の25%）に到達した企業に対してもさらなるインセンティブを付与するために、試験研究費の増減率に応じて税額控除上限を変動させる仕組みを導入します。オープンイノベーション型において、研究開発型スタートアップ企業の定義を見直して対象を大幅に拡大します。博士号取得者などの高度人材を研究開発に活用する場合の優遇措置も導入されます。サービス開発のための試験研究について、既存ビッグデータを活用する場合も対象とする等の見直しが行われます。

2. オープンイノベーション促進税制の見直し

新規発行株式の取得に加え、ニューマネーを伴わない既存株式の取得の場合も適用可能となります。その

際、取得から5年以内に「成長要件（売上高1.7倍かつ33億円以上など）」を満たした場合は減税メリットがその後も継続する仕組みとなります。

3. その他

- ▶ 法人が期末において有する暗号資産のうち、自己が発行した暗号資産でその発行の時から継続して保有するものを、時価評価により評価損益を計上するものの範囲から除外することとされます。
- ▶ スピンオフ税制が拡充されます。改正により、企業が一部の出資持分（20%未満）を継続保有しながら完全子法人を分離させる場合も、一定の要件を満たせば税制適格が受けられるようになります。

III 国際課税

1. グローバル・ミニмум課税の導入

BEPS2.0における国際的合意は、市場国への新たな課税権の配分（「第1の柱」）とグローバル・ミニмум課税（「第2の柱」）からなります。「第2の柱」については、わが国において導入を進めることになりました。令和5年度税制改正においては、制度の詳細に係る国際的な議論の進展や、諸外国における実施に向けた動向等を踏まえ、所得合算ルール（IIR：Income Inclusion Rule）に係る法制化が行われます。その際、対象企業の事務手続の簡素化に資する措置が導入されます。適用開始時期については、諸外国の動向

を踏まえることが重要であり、対象企業の準備に要する期間を確保する観点も考慮し、令和6年4月以後に開始する対象会計年度とします。軽課税所得ルール（UTPR：Undertaxed Profits Rule）と国内ミニマム課税（QDMTT：Qualified Domestic Minimum Top-up Tax）を含め、経済協力開発機構（OECD）において来年以降に実施細目が議論される見込みであるものについては、国際的な議論を踏まえ、令和6年度税制改正以降の法制化が検討されます。

2. 外国子会社合算税制の見直し

「第2の柱」の導入により対象企業に追加的な事務負担が生じることを考慮し、制度の見直しが行われます。特定外国関係会社の各事業年度の租税負担割合が27%以上（現行：30%以上）である場合に、会社単位の合算課税の適用が免除されることとなります。また、申告書添付要件のある外国関係会社に関する書類の範囲から一定の部分対象外国関係会社に関する書類が除外されて保存要件のみとなります。これらの改正は、「第2の柱」の適用開始に合わせて、令和6年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

IV 所得・資産・消費課税

1. NISA拡充・恒久化

岸田文雄政権が掲げる「資産所得倍増」に向け、少額投資非課税制度（NISA）が令和6年1月に抜本拡充されます。非課税保有期間を無期限化するとともに、NISAは恒久的な措置となります。年間投資上限額の合計は360万円となります（内訳は「つみたて投資枠」120万円と「成長投資枠」240万円）。また、高所得者層に対する際限のない優遇とならないように、一生涯にわたる非課税限度額（1,800万円）が設定されます。「成長投資枠」は1,200万円が上限とされます。

2. 相続税の見直し

「相続時精算課税制度」の使い勝手を向上させるため、暦年課税と同水準の基礎控除（110万円）が創設されます。また、現行制度上、相続開始前3年以内に受けた贈与は相続財産に加算することになっていますが、この期間が7年に延長されます。

3. インボイス制度の見直し

令和5年10月から消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）が施行されます。円滑な制度移行と事業者の事務負担軽減のために、税制上の措置が講じられます。これまで免税事業者であった者がインボイス発行事業者になった場合の納税額を売上税額の2割に軽減する3年間の負担軽減措置を講ずることにより、納税額の激変緩和を図ります。また、インボイス制度の定着までの実務に配慮し、一定規模以下の事業者の行う少額（支払対価1万円未満）の取引につき、帳簿のみで仕入税額控除を可能とする6年間の事務負担軽減策が講じられます。

V 納税環境整備・その他

1. 電子帳簿等保存制度の見直し

電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度については、システム対応が間に合わなかったことにつき相当の理由がある事業者等に対する新たな猶予措置が講じられます。

2. 加算税制度の見直し

高額の無申告や連続する無申告等の事案について、無申告加算税の加重措置等が講じられます。

3. 防衛力強化にかかる財源確保のための税制措置

防衛力の抜本的強化に必要な財源を確保するために、法人・所得・たばこの3税を増税する方針が大綱に盛り込まれました。法人税に関しては、法人税額に対し税率4~4.5%の新たな付加税を課することとなります。中小法人に配慮する観点から、課税標準となる法人税額から500万円を控除することとします。所得税に関しては、所得税額に対し税率1%の新たな付加税を導入します。「復興特別所得税」の税率は1%引き下げ、課税期間は延長されます。以上の措置の施行時期は、令和6年以降の適切な時期とされています。

お問い合わせ先

EY税理士法人
エグゼクティブ・マネジメント
E-mail：hiroshi.namba@jp.ey.com

試算表を用いた連結子会社のリスクの識別

アシュアランス・イノベーション本部 AIラボ 公認会計士 市原直通 公認会計士 成行浩史 公認会計士 出口智子



▶ Naoto Ichihara

2003年、当法人入社。金融機関におけるデリバティブの公正価値評価やリスク管理に関する監査、アドバイザー業務に従事。16年より会計学と機械学習を用いた不正会計予測モデルの構築・運用や監査業務におけるAI活用に関する研究開発に従事している。日本証券アナリスト協会 検定会員。



▶ Hiroshi Nariyuki

2007年、当法人入社。不動産業、製造業等の監査業務、またIFRS導入支援、内部統制助言等アドバイザー業務に従事。20年より異常検知システム等の開発・運用に従事し、Digital Auditの推進に取り組んでいる。



▶ Tomoko Deguchi

2010年、当法人入社。製造業、製菓業などの上場企業の監査に従事。16年より機械学習を用いた異常検知システム等の開発・運用に従事し、Digital Auditの推進に取り組んでいる。

I はじめに

EYでは監査法人と被監査会社のファイナンス部門が共創しながらデジタルトランスフォーメーション(DX)を進めることで、双方にとって新たな価値が生まれると考えています。前回(本誌 2023年新年号)より連載として、監査のDXがどのように被監査会社への価値提供(リスクの適時把握やインサイト提供など)につながるかをお伝えしています。

本稿では、連結財務諸表監査において監査対象としなかった子会社のリスクの識別や、多数の子会社の中からリスクの高い動きを捉えるアプローチとしてAI/機械学習と不正の手口を想定した伝統的な財務分析を組み合わせた分析手法を紹介します。

II より効果的な子会社分析の必要性

連結財務諸表において、子会社による不正や誤謬^{ミス}は、連結グループ全体の財務報告に重大な影響を及ぼす可能性があり、子会社管理の重要性はあらためていうまでもありません。一方で、上場企業の中には、数百もの子会社を有する企業も少なくなく、世界各地に点在する子会社等の拠点を毎年全て往査することは現

実的ではありません。また、決算早期化の要請が高まる中で、短期間で子会社を含む連結グループ全体を見る必要があります。現状では子会社の仕訳や元帳などの詳細なデータを適時にそろえることが難しいケースも多く、実務上試算表レベルの集約情報からリスクの高い子会社を識別することが求められています。試算表を用いた分析として伝統的に回転期間などの比率に大きな変化はないか、金額に大きな変化はないかといったことがなされてきましたが、機械学習や統計的な手法を使い、より進んだ分析を用いることで新しい視点でのリスクの識別やより効果的な検証対象の絞り込みができる可能性があります。

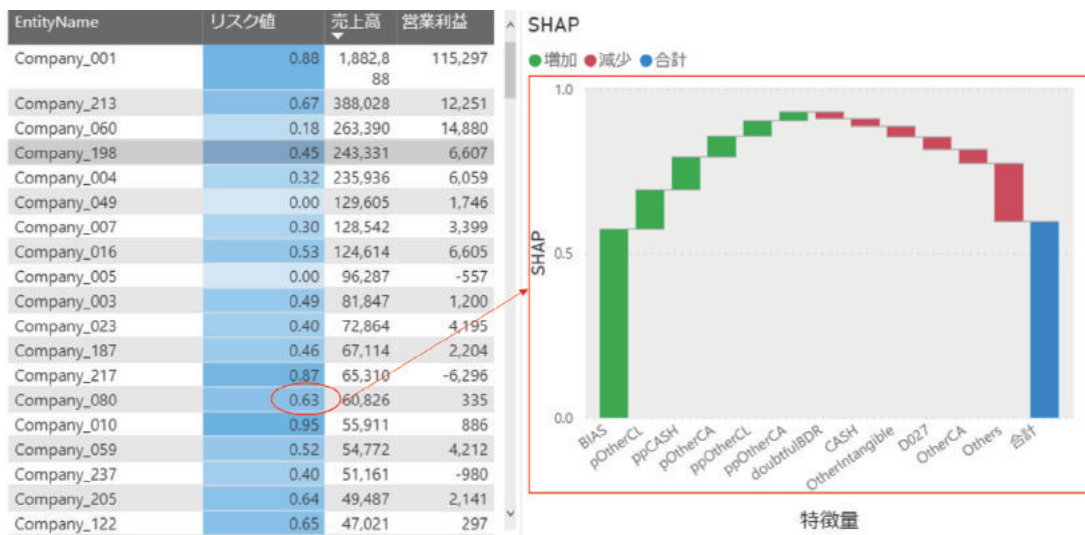
III 機械学習を用いたリスクの識別

1. 不正会計予測モデルを用いた子会社ごとのリスクスコア

財務・非財務情報から将来の訂正を予測する不正会計予測モデルを構築し、構築したモデルに子会社の試算表や非財務情報を用いてリスクスコアを測定することで過去の不正・訂正事例と類似する子会社を特定できる可能性があります。

予測モデルの構築に当たっては会計学の領域におけ

▶ 図1 各子会社のリスクスコアおよびSHAP value



るさまざまな先行研究において予測力のある財務情報や非財務情報の調査が行われているほか、アノテーション（不正・訂正のラベル付けに当たり何を予測するか、学習データの中で不正・訂正に当たるものをどう定義するか）についての検討、機械学習やモデル構築手法についての検討、学習データの不均衡である（不正・訂正事例が極端に少ない）ことへの対応、予測精度の測定方法についての検討などさまざまな点で参考になる議論がなされています。

このアプローチにおいて、モデルの学習に開示されている上場企業のデータを使う一方、リスクスコアの測定に子会社のデータを用いる場合、データの分布が異なる点に注意が必要です。子会社の中には特定の役割を果たすために設立され運営されているものもあり、その場合、財務・非財務情報の傾向は通常開示される上場企業のものとは異なることが考えられます。上場企業のデータに基づくモデルを適用する際は子会社の中でも学習データと比較可能なところとそうでないところを峻別しアプローチを変える必要があります。

また、モデル構築の際は子会社データとして利用可能なもののみを用いることになるため、試算表のみが利用可能という前提の場合、キャッシュ・フロー計算書の情報や株価、ガバナンス情報などが利用できず精度に影響が出る点にも工夫が必要です。精度が十分得られない場合、モデルを使ったリスクスコアの測定自体の実用化が難しくなるため、精度向上にさまざまな知見や技術が必要になるかもしれません。

2. 説明可能AIの技術を用いたリスクの特定

不正・訂正の予測にロジスティック回帰などの線形モデルを用いる場合、推定した係数とインプットとなる実際の子会社の財務・非財務情報（特徴量）を掛け合わせることで、リスクスコアへの寄与が大きい特徴量が何かを示すことができます。これにより、リスクが高い子会社を特定した際に具体的にどの勘定科目や指標に着目すべきなのかというところまで知ることが

できるため、次のステップとして該当する勘定科目を対象としたデータ分析や異常検知など、より詳細な分析につなげることができます。

このように線形モデルは解釈がしやすい一方で、精度向上において機械学習を用いた他の手法が有利となることも多く、解釈のしやすさと精度とのどちらを優先すべきかといった議論もなされてきました。近年、説明可能AIという技術が広まり、こういった状況において精度がより高い複雑なモデルを使いつつ、リスクスコアの測定などのモデルの推論の背景としてどの特徴量がどの程度寄与したのかを示すことが行われています。

例えば、SHapley Additive exPlanations（SHAP）は子会社1社1社のリスクスコアの計算について、特徴量の情報がない場合のスコア（平均的なスコア）と実際のスコアとの差を特徴量ごとに分解することで、それぞれの特徴量の寄与を示すことができます。各特徴量が分かっている場合と分かっていない場合とのスコアの差分を取ることで、各特徴量の値のスコアへの寄与を計算します。特徴量が複数ある場合には、どの特徴量が分かっているかというケースごとに各特徴量が判明した際の寄与を計算し平均することになります。

SHAPを用いることで線形モデルと同様にリスクスコアが高い子会社について、どの財務・非財務情報が原因となっているかを特定することができるのです（<図1>参照）。

3. 財務・非財務情報が類似し、過去に訂正が生じた事例の提示

不正会計予測モデルの構築に当たって過去に不正・訂正のあった有価証券報告書は特定しており、財務・非財務情報として保有しています。そこでリスクの高い子会社の財務・非財務情報をベクトルとして捉え、これと類似するベクトルを持つ過去の訂正事例を見つけることで、手口として参考になるかもしれない過去の不正・訂正事例を提示できる可能性があります。ま

デジタル&イノベーション

た、全ての特徴量を同様に扱わずに、上記で紹介したSHAPに応じて重みを付けることでスコアへの寄与の大きい特徴量が似通っている過去事例を抽出するということも考えられます。

IV 不正シナリオに基づいた分析

1. 試算表における不正の兆候

ここまで機械学習を用いたアプローチについて紹介してきました。過去の実際の不正・訂正情報に基づきリスクを測定するというアプローチは、仮説ではなく実際のデータに裏付けられたリスクを識別できる可能性がある一方、精度や上場企業の開示情報と子会社のデータとの違いなどの限界もあります。そこで、特殊な子会社など不正会計予測モデルが効果を発揮しないケースや補完的なリスクの識別として伝統的な財務指標を用いた分析手法と組み合わせることが有効と考えられます。

不正会計が行われた際には、財務諸表等にその兆候が現れることがあります。試算表の集約情報からその兆候を捉えるためには不正会計の手口に基づきどのような兆候が表れるかを想定することが重要です。

不正会計の手口は千差万別であり、細かい点まで見れば、同じものは1つとしてないともいえます。しかし、その特徴に基づいて分類することは可能であり、証券取引等監視委員会が公表している「金融商品取引法における課徴金事例集」には類型化された不正会計の手口が例示列挙されています。

例えば、代表的な不正の手口の1つとして「売上原価の資産への付け替え」があります。これは、当期に発生した売上に対応する売上原価を、資産（棚卸資産など）に付け替えて、売上原価を過小計上することにより、利益を創出する手口です。過小計上された売上原価だけ架空の資産が生じることとなり、翌期以降に原価（もしくは他の費用）として処理しなければ、架空の資産として残り続けることとなります。業績が改善せずに、このように費用を繰り延べる手口が繰り返されれば、特定の資産が年々増加していくといった傾向が見られることになるでしょう。さらに、売上との比率の観点で見ると、売上原価を過小に計上した分、売上原価率が下がる効果があります。一方、付け替え先の資産は、対売上の回転期間が伸長し高い水準となります。

このように、不正の手口に応じて、表出する財務数値および財務指標の異常を捉えることによって、不正リスクの高い子会社を抽出することができます。

2. 時系列での比較、子会社間での比較、同業種での比較

財務数値や財務指標の異常を捉える際には何かと比

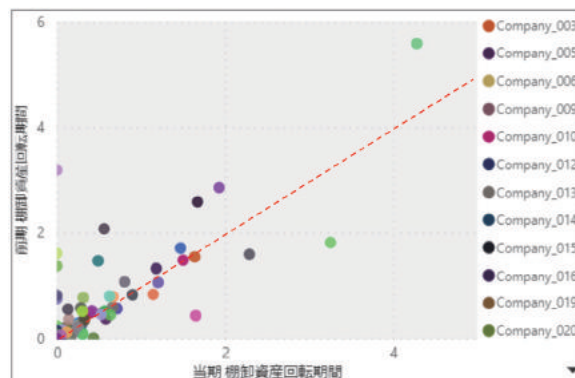
較し通常の範囲を超えているという判断をすることになります。財務数値や財務指標は、業種や業界の特徴、また経営方針や経営環境に応じて変化するため、何かと比較しどの程度乖離があったら不正の兆候であるという一律のルールの設定は難しく、その時々で決定する必要があります。その際の視点として時系列での比較、子会社間での比較、同業種での比較の3つが考えられます。

時系列での比較は、1つの子会社の財務数値や財務指標を時系列で眺めたときに急変した、もしくは常に増加傾向にある、など一定のパターンを捉えるものです。例えば、棚卸資産の回転期間を前期と比較し大きく増加しているような子会社を抽出することで<図2>のような子会社を捉えることができます。

<図2>は、各子会社の棚卸資産回転期間について、横軸に当期、縦軸に前期の値をプロットしています。

<図2>から①前期・当期の棚卸資産回転期間の値②前期から当期にかけての変動の傾向を見ることができます。全体的には45度線近辺に点が存在しており、多くの子会社は前期と比較して大きな変動がないため、通常ではない傾向を捉えるのに前期との比較が有効であることが分かります。

▶ 図2 前期および当期の棚卸資産回転期間分布

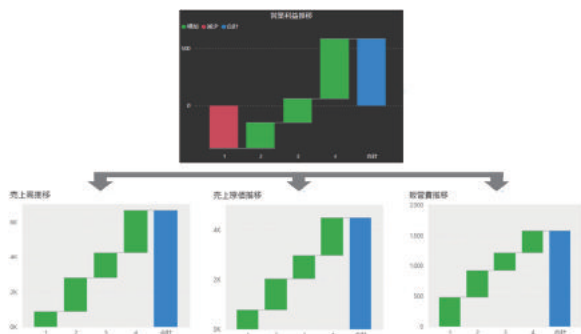


時系列での比較の別のアプローチとして、同じ年度の中で第1四半期～第3四半期までの傾向と第4四半期の傾向に着目するというアプローチも考えられます。<図3>は、営業利益および営業利益を構成する3つの項目（売上・売上原価・販売費及び一般管理費）の四半期ごとの発生高を表示しています。

このケースでは、第1四半期は営業赤字、その後営業黒字に転換し、第4四半期に多額の営業利益を計上しています。ビジネスモデルとして毎四半期同程度の営業利益が想定される場合、このようなパターンを捉えることで効果的にリスクの高い子会社を識別できます。また営業利益の構成要素ごとに分解することで、販管費が売上の推移と連動していない子会社・期間を特定し、詳細な手続きにつなげることができます。

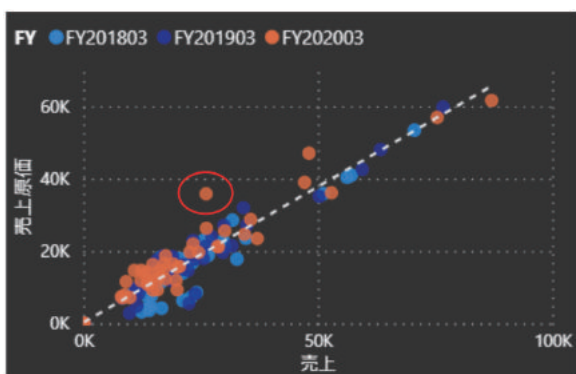
子会社間での比較は財務数値や財務指標をグループ

▶ 図3 四半期ごとの営業利益および各損益の推移



内の他の会社と比較した際に外れ値にあるものを捉えるものです。原材料の価格変動や法規制の変更などの経営環境の変化や経営方針の変更、そのほかさまざまな要因により時系列で見ると全ての子会社の財務数値や財務指標が大きく変動している場合、通常ではない動きを捉えるのは難しくなります。一方でグループ会社は、同じ経営方針のもとで事業を行っており、その事業環境および事業内容の同質性から、財務指標等の変動の傾向が似通うと考えられるため、グループ内の他の会社と比較し、動き方が異なる子会社を捉えることが有用な場合があります。<図4>は、各子会社の売上と売上原価の関係を会社・年度ごとにプロットしたものです。各点がおおむね一本の直線上に乗ることからどの会社・年度も売上と売上原価の比率（原価率）が一定の水準に収まっていることが分かります。この中でマークを付けた会社はこの傾向から外れており、原価率が相対的に高いことが分かります。

▶ 図4 各子会社の売上と売上原価の関係



なお、グループ内にさまざまな業種・地域に存在する会社が含まれる場合、比較対象としてふさわしい集合を選択すべき点に留意が必要です。

同業種内での比較では<図5>のように、開示されている同業他社の財務指標を用いることで、同業種内での各子会社の位置関係を把握することが有用です。

同業種でビジネスモデルが類似している場合、同業種の特定の企業における財務指標を各子会社と比較したり、同業種の企業の財務指標がどのように分布したりしているのかを把握し、各子会社が分布の中に納

まっているのか、または大きく上下に外れているのかなど位置関係を見ることで、会計方針の違いなど合理的な説明ができないような動きを捉えることができる可能性があります。

▶ 図5 財務指標の同業他社の分布との比較



なお、特定の役割のために設立・運営されている子会社はビジネスモデルも特殊であり、上場企業の公表されている財務諸表とは比較できないケースや、他企業の財務諸表が複数のビジネスを含んだものであるときに同業種と判断することが難しいケースなどがあることには留意が必要です。

V おわりに

多数の子会社を持つグループ企業においても、試算表の集約情報から機械学習を用いたリスクの高い子会社の識別やSHAPなどの説明可能AI（SHAP）技術を用いてリスクが高い要因と考えられる科目の特定、類似する財務内容で過去に不正・訂正のあった事例の提示などにより効果的にリスクを捉えさらなる詳細データを用いた深堀が可能になると考えられます。また、不正シナリオに基づき不正の兆候を示す財務数値、財務指標を時系列で比較する、子会社間で比較する、同業種で比較することにより効果的に異常値を把握し、不正リスクの高い子会社および勘定科目を識別することが可能となります。

当法人では、すでにこのような分析をシステム化し監査チームに提供するオペレーション体制が整備されています。高度な分析により連結財務諸表全体に対して効果的にリスクを識別するソリューションの開発を進めており、今後もよりさまざまな分析ツールを展開予定です。

お問い合わせ先

EY新日本有限責任監査法人
 アシュアランスイノベーション本部 AIラボ
 E mail : naoto.ichihara@jp.ey.com
 E mail : hiroshi.nariyuki@jp.ey.com
 E mail : tomoko.deguchi@jp.ey.com

税効果会計における実務上の留意点

品質管理本部 会計監理部 公認会計士 石川 仁 公認会計士 宮崎 徹

▶ Jin Ishikawa

品質管理本部 会計監理部において、会計処理および開示に関して相談を受ける業務、ならびに研修講師を含む会計に関する当法人内外への情報提供などの業務に従事するとともに、化学メーカーなどの監査業務に従事している。



▶ Toru Miyazaki

品質管理本部 会計監理部において、会計処理および開示に関して相談を受ける業務、ならびに研修講師を含む会計に関する当法人内外への情報提供などの業務に従事するとともに、主に製造業の監査業務に従事している。主な著書（共著）に『会社法決算書の読み方・作り方（第16版）』（中央経済社）がある。



I はじめに

新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢、原材料やエネルギー価格の高騰、さらには急激な円安といった事業環境の中で、足元の業績が不安定となっている企業も多いのではないかと考えられます。このような状況下では繰延税金資産の回収可能性の判断における企業の分類が3~5と判断されることもあり得るかと思えます。本稿は、このような場合に気を付けていただきたい論点や、その他税効果会計において勘違いしやすい論点について改めて取り上げることによって、基本的な部分をしっかりと再確認していただくことを目的としています。なお、文中意見に係る部分は筆者らの私見であることをあらかじめお断りします。

II 繰延税金資産の回収可能性の判断手順

1. 会計処理

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の回収可能性は、次の(1)から(3)に基づいて、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかを判断することになります（企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（以下、回収可能性適用指針）第6項）。

- (1) 収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得
- (2) タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得
- (3) 将来加算一時差異

そして、当該回収可能性を判断するに当たっての具体的な手順は<表1>のとおりです（回収可能性適用指針第11項）。

▶表1 回収可能性の判断手順

① 期末における将来減算一時差異の解消見込年度のスケジューリングを行う。
② 期末における将来加算一時差異の解消見込年度のスケジューリングを行う。
③ 将来減算一時差異の解消見込額と将来加算一時差異の解消見込額とを、解消見込年度ごとに相殺する。
④ ③で相殺し切れなかった将来減算一時差異の解消見込額については、解消見込年度を基準として繰戻・繰越期間の将来加算一時差異（③で相殺後）の解消見込額と相殺する。
⑤ ①から④により相殺し切れなかった将来減算一時差異の解消見込額については、将来の一時差異等加減算前課税所得の見積額（タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の見積額を含む。）と解消見込年度ごとに相殺する。
⑥ ⑤で相殺し切れなかった将来減算一時差異の解消見込額については、解消見込年度を基準として繰戻・繰越期間の一時差異等加減算前課税所得の見積額（⑤で相殺後）と相殺する。
⑦ ①から⑥により相殺し切れなかった将来減算一時差異に係る繰延税金資産の回収可能性はないものとし、繰延税金資産から控除する。

2. 実務上の留意点

(1) 将来加算一時差異のスケジューリング

前記のとおり、繰延税金資産の回収可能性の判断手順では、将来の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づく将来減算一時差異の解消見込額との相殺（<表1>⑤）の前段階として、将来加算一時差異のスケジューリングに基づいた解消見込額と、将来減算一時差異の

解消見込額とを解消見込年度ごとに相殺（＜表1＞③）することになります。これは、企業分類のいかんによらず、将来加算一時差異と相殺可能な将来減算一時差異に係る繰延税金資産は回収可能性があるものとするということです。

従って、例えば、次の設例のように（分類4）の会社であり、一時差異等加減算前課税所得の見積期間が1年であったとしても、1年を超える期間についても将来加算一時差異と将来減算一時差異が年度ごとに相殺可能である限り、回収可能性があるものと判断され繰延税金資産が計上されることとなります。設例においては、X2年度及びX3年度の将来加算一時差異の解消見込額に基づく相殺額である50ずつに対する繰延税金資産30（ $(50+50) \times 30\%$ ）について回収可能性ありと判断することになる点、ご留意ください。

▶ 設例

＜前提条件＞

X0年度末の関連情報は以下のとおり。

- ▶ 将来減算一時差異：540
- ▶ 将来加算一時差異：△150
- ▶ 企業の分類：（分類4）
- ▶ 翌期（X1年度）の一時差異等加減算前課税所得：250
- ▶ 法定実効税率：30%

＜繰延税金資産の回収可能性の判断＞

① 将来減算一時差異のスケジュールリング

X1年度	X2年度	X3年度
300	120	120

② 将来加算一時差異のスケジュールリング

X1年度	X2年度	X3年度
△50	△50	△50

③ 将来減算一時差異の解消見込額と将来加算一時差異の解消見込額との解消見込年度ごとの相殺

	X1年度	X2年度	X3年度
将来減算一時差異	300	120	120
将来加算一時差異	△50	△50	△50
相殺可能	50	50	50
相殺不能	250	70	70

④ ③で相殺し切れなかった将来減算一時差異の解消見込額について、解消見込年度を基準として繰戻・繰越期間の将来加算一時差異（③で相殺後）の解消見込額との相殺

該当なし（③で相殺後の将来加算一時差異はゼロであるため）

⑤ ④までで相殺し切れなかった将来減算一時差異の解消見込額について、将来の一時差異等加減算前課税所得の見積額（タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の見積額を含む。）と解消見込年度ごとの相殺

	X1年度	X2年度	X3年度
④までの相殺不能額	250	70	70
一時差異等加減算前課税所得	250	-	-
相殺可能	250	-	-
相殺不能	0	70	70

⑥以降省略

＜繰延税金資産計上額＞

400（③での相殺可能額150+⑤での相殺可能額250） $\times 30\% = 120$

(2) 前払年金費用に係る将来加算一時差異のスケジュールリング

会社の企業年金制度に係る退職給付会計において、退職給付債務を年金資産が上回っている場合には前払年金費用（資産）が計上されます。このとき、毎年の年金基金への掛金拠出額が退職給付費用を上回っているケースでは、一見すると、将来加算一時差異である前払年金費用は加算調整されることなく増加し続けていくため、当該将来加算一時差異のスケジュールリングは不能であるようにみえます。しかし、前払年金費用の増減を分解すると、掛金拠出により増加している一方で、退職給付費用の計上により減少しています。そこで、当年度末の前払年金費用残高は、退職給付費用分だけ加算調整されることから将来加算一時差異の解消としてスケジュールリングされることとなり、一方で、掛金拠出分だけ新たに将来加算一時差異が発生していることから将来の一時差異等加減算前課税所得を構成するものと考えられます。従って、将来の退職給付費用を合理的に見積ることが可能であれば、当該将来加算一時差異のスケジュールリングは可能であると考えられます。

前記(1)のとおり、将来加算一時差異のスケジュールリングの結果、将来減算一時差異の解消見込額と解消年度ごとに相殺することによって、繰延税金資産の回収可能性があるものと判断される部分が生じることもあるため、前払年金費用に係る将来加算一時差異のスケジュールリングは慎重に検討する必要があると考えられます。

(3) 資産除去債務に対応する除去費用(資産)に係る将来加算一時差異のスケジュールリング

資産除去債務が新たに認識される際は、資産除去債務(負債)と資産除去債務に対応する除去費用(資産)は同額両建てで計上されることとなりますが、それらに係る将来減算一時差異及び将来加算一時差異のスケジュールリングは異なるものになることに留意が必要です。

資産除去債務については実際に関連する有形固定資産が除去されるタイミングで負債が取り崩され税務上認容されるため、資産除去債務に係る将来減算一時差異は、除去予定時期にスケジュールリングされることとなります。

一方で、資産除去債務に対応する除去費用は減価償却を通じて税務上加算調整されるため、その将来加算一時差異については、減価償却期間にわたって減価償却方法に合わせてスケジュールリングされることとなります。このように両者のスケジュールリング期間、方法は異なることになり、資産除去債務に係る将来減算一時差異が、対応する除去費用に係る将来加算一時差異をもって全額回収可能性があると判断されるわけではないと考えられ、両者の慎重なスケジュールリングの検討が求められる点にご留意ください。

Ⅲ 連結子会社等の留保利益に係る税効果

1. 会計処理

親会社又は投資会社(以下、親会社等)による投資後の期間において、連結子会社又は持分法適用会社(以下、連結子会社等)が利益を獲得した場合には、投資後に増加した利益剰余金、すなわち留保利益の金額だけ、連結財務諸表上の投資簿価(会計上の簿価)が、個別財務諸表上の投資簿価を上回ることとなります。連結子会社等の留保利益は、将来の親会社等への配当時、又は投資の売却や連結子会社等の清算時に親会社等で課税対象となる場合には、連結財務諸表固有

の将来加算一時差異に該当し、原則として、追加で納付が見込まれる税額を繰延税金負債として計上することとなります(企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(以下、税効果適用指針)第23項、第24項、会計制度委員会報告第9号「持分法会計に関する実務指針」(以下、持分法実務指針)第27項、第28項)(<表2>参照)。

なお、連結子会社等の取得時利益剰余金(投資時に留保している金額)についても、将来において追加的な税額発生要因となり得ますが、連結子会社等の投資の会計上の簿価と税務上の簿価の差異原因とはならないため、将来加算一時差異には該当せず、税効果を認識しません(税効果適用指針第113項、第114項)。

国内子会社・関連会社についても、配当による追加の税負担が生じないかどうかについては、税法の規定に照らして確認しておく必要があります。また、配当による追加の税負担が生じないケースであっても、投資の売却を意思決定した場合には繰延税金負債の計上が必要になることもありますので、計上漏れのないように留意が必要です。

2. 実務上の留意点

(1) 関連会社の場合

持分法適用会社に留保利益を半永久的に配当させないという投資会社の方針等がある場合には、繰延税金負債を計上しないこととされています。しかし、子会社とは異なり、関連会社については投資会社の支配下に置かれているわけではありません。

このため、関連会社の留保利益に対して繰延税金負債を認識しないための要件を満たしているかどうか(留保利益を配当させないという投資会社の方針等に実効性があるかどうか)については、より慎重な検討が必要であると考えられます。

(2) 外国源泉所得税の税率

在外子会社等の留保利益に係る繰延税金負債を計算する際には、配当時に追加で納付が見込まれる外国源泉所得税を考慮する必要があります。当該税額を算定する際には、在外子会社等の所在地国の法令(日本との間で租税条約等が締結されている場合には法令及び当該租税条約等)に規定されている税率を用いて計算することとされています。また、現地法令等の改正があった場合には、その影響を留保利益に係る税効果にも反映させることとなりますが、当該法令等の改正が



▶表2 留保利益に係る税効果の取扱い

		連結子会社（税効果適用指針第23項、第24項）	持分法適用会社*（持分法実務指針第27項、第28項）
配当以外	原則	将来の会計期間において、投資の売却等により追加で納付が見込まれる税金の額を繰延税金負債として計上する。	将来の会計期間において、投資の売却等により追加で納付が見込まれる税金の額を繰延税金負債として計上する。
	例外	次のいずれも満たす場合は、繰延税金負債を計上しない。 (1) 親会社が子会社に対する投資の売却等を当該親会社自身で決めることができる。 (2) 予測可能な将来の期間に、子会社に対する投資の売却等（他の子会社への売却の場合を含む。）を行う意思がない。	投資会社が、その投資の売却を自ら決めることができることを前提として予測可能な将来の期間に売却する意思がない場合には、留保利益について繰延税金負債を計上しない。
配当	原則	次のいずれかに該当する場合、将来の会計期間において追加で納付が見込まれる税金の額を繰延税金負債として計上する。 (1) 親会社が国内子会社の留保利益を配当金として受け取るときに、当該配当金の一部又は全部が税務上の益金に算入される場合。 (2) 親会社が在外子会社の留保利益を配当金として受け取るときに、次のいずれか又はその両方が見込まれる場合。 ① 当該配当金の一部又は全部が税務上の益金に算入される。 ② 当該配当金に対する外国源泉所得税について、税務上の損金に算入されないことにより追加で納付する税金が生じる。	将来の会計期間において追加で納付が見込まれる税金の額を繰延税金負債として計上する。
	例外	会社が当該子会社の利益を配当しない方針を採用している場合又は子会社の利益を配当しない方針について他の株主等との間に合意がある場合等、将来の会計期間において追加で納付する税金が見込まれない可能性が高いときは、繰延税金負債を計上しない。	ただし、持分法適用会社に留保利益を半永久的に配当させないという投資会社の方針又は株主間の協定がある場合には、繰延税金負債を計上しない。

* 税効果会計の適用に当たっては、税効果適用指針の定めに基づいて行うとされている。

成立した時点から反映させる必要があります（税効果適用指針第26項、第44項）。なお、租税条約については、両国の署名後、締結手続を経た上で効力が発生しますが、税効果に反映させることになる租税条約の成立時点としては「公文の交換等による締結（条約に拘束されることについての国の同意の表明）が行われた時点」になると考えられます。

従って、留保利益に係る税効果に影響する法令等の改正が成立していないかどうか、決算に当たって情報の収集漏れがないように留意する必要があります。

お問い合わせ先

EY新日本有限責任監査法人
品質管理本部 会計監理部
E-mail : jp.audit-m-kaikeikanriinbox.jp@jp.ey.com

海運業のTCFD開示からみるリスクと国際動向



海運セクター 公認会計士 山中 武

▶ Takeshi Yamanaka

海運業、自動車および自動車部品製造業などの上場・非上場会社の会計監査に従事する他、一般事業会社への出向経験を活かし、執筆や当法人の海運業セクターナレッジメンバーとして各種ワーキンググループの活動を行っている。

I はじめに

2021年のコーポレートガバナンス・コード（企業統治方針）改訂により、プライム市場に上場している会社に対して、気候変動関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）またはそれと同等の枠組みに基づく開示が求められるようになりました。

本稿では各社のTCFD開示から共通するリスクを取り上げ、国際海運（外航海運）業の動向について紹介します。

II 海運業における気候変動に関する移行リスク

1. 主なリスク

海運業に属する東証プライム上場企業は、移行リスクの区分において【市場リスク】として、輸送需要の変化（化石燃料の輸送の減少）や【技術リスク】として、次世代燃料の普及（既存船の陳腐化）を挙げており、その中で【政策・法規制リスク】として「カーボンプライシング（炭素税）の導入」による運航コストの増加や新技術への投資負担をいずれの会社においても開示しています。

2. 国際海運業におけるGHG排出削減戦略

(1) IMOによるGHG削減戦略採択

1.に示した共通のリスク認識の背景として、2018年4月にIMO（国際海事機関：International Maritime Organization）にて、2050年までに国際海運からのGHG（温室効果ガス：Greenhouse Gas）総排出量を50%以上削減する（対2008年比）目標が採択

されました。

貨物輸送において、船舶から排出される単位当たり二酸化炭素の排出量は、航空機や自動車と比較すると少ないと試算されていますが、IMOの調査（GHG 4th study）によると、2018年時点における国際海運から排出されるCO₂は9.2億トンであり、人為起源の全CO₂排出量の約2.5%を占めていると報告されています。

国際的なGHG削減・地球温暖化対策に関する議論は、UNFCCC（国連気候変動枠組条約）の下で行われていますが、国際海運は、国境を越えて輸出国・輸入国・運航者・実質船主などの複数の関係者（関係国）がいることから、国ごとに削減に取り組むUNFCCCの削減対策はなじまないため、国連の専門機関であるIMOにて業界一律での対策が検討されています。

(2) 2050年カーボンニュートラルに向けて

日本においては、2021年10月に日本政府（国土交通大臣）が「日本として国際海運2050年カーボンニュートラル（GHG排出ネットゼロ）を目指す」旨を公表、日本船主協会も同年10月に、日本の海運業界として「2050年GHGネットゼロへ挑戦する」ことを表明しました。

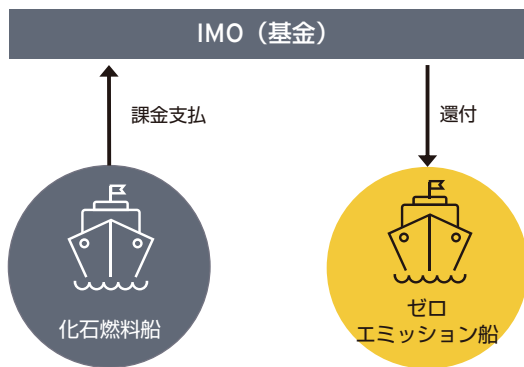
2018年に産学官公の連携により「国際海運GHGゼロエミッションプロジェクト」（主催：一般財団法人日本船舶技術研究協会、共催：国土交通省）がスタートし、2021年度に実施した報告書で、中長期対策として経済的手法において「課金・還付（Feebate）制度」「排出枠の固定額での有償割当制度」が提案されています。

3. IMOに対して日本が提案する経済的手法

(1) 課金・還付 (Feebate) 制度

化石燃料船への課金 (fee) と、ゼロエミッション船への還付 (rebate) を組み合わせた制度で、ゼロエミッション船に対して、化石燃料船とのコスト差 (燃料価格や船価などの違い) を踏まえ、十分な経済的インセンティブが確保されるレベルの還付を行い、それに必要な収入を確保するための課金を化石燃料船に対して課すものです (<図1>参照)。

▶ 図1 課金・還付 (Feebate) 制度のイメージ



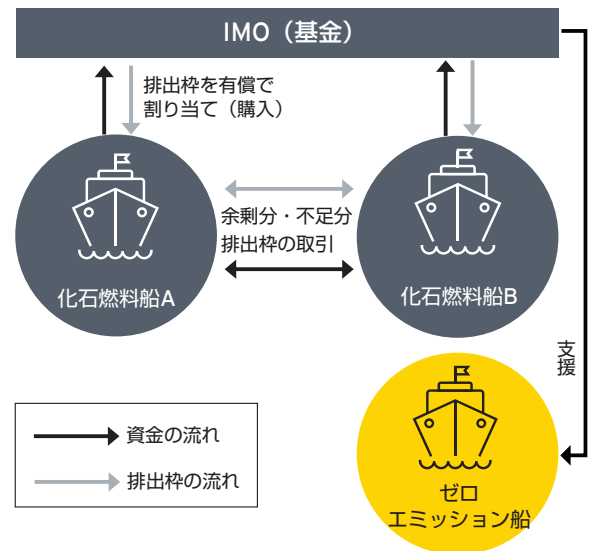
(2) 排出枠の固定額での有償割当制度

一般的に、排出量取引とは「各企業・国などが温室効果ガスを排出することのできる量を排出枠という形で設定し、排出枠を超えたところは、排出枠を超えないところから購入する制度」といわれますが、日本が提案する制度は、各個船に対して、ベンチマーク (トンマイル当たりのCO₂排出量) と輸送活動量 (トンマイル) の積により算定される排出枠をIMOが固定額で有償割当する制度で、排出枠の余剰分・不足分については船舶間での取引が認められるとしています。

課金・還付 (feebate) 制度では、このような排出量取引制度と比べ、制度と排出削減目標が直接リンクしておらず、制度導入による削減効果が限定的となる側面があります。制度上あらかじめ炭素価格を設定するアプローチを堅持しつつ、削減目標ともリンクした制度として考えられるのが、排出枠の固定額の有償割当制度です (<図2>参照)。

この排出枠の固定額の有償割当制度など、関連する会計処理については、実務対応報告第15号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」はあるものの、この定めに従い会計処理を行うことができるかについては、制度の詳細が決定されるのを待ちたいところです。

▶ 図2 排出枠の固定額での有償割当制度のイメージ



III おわりに

カーボンプライシングなどの導入による市場メカニズムを活用したGHG削減対策は、さまざまなところでみられます。そしてIMOがGHG削減に向けて導入する施策は、国際海運で適用されグローバルで同一のビジネス環境 (競争環境) となります。そのため、各社ともそのリスクへの対応が必要となります。

現在、日本においてGHG削減に対応するために、グリーンイノベーション基金を活用した水素燃料船やアンモニア燃料船などのゼロエミッション船の開発が進められています。これらの導入に伴う新技術への投資負担の増加が懸念されるものの、国の支援を受けて対応が進められており、ゼロエミッション船の導入は、経済的手法による運航コストの増加を回避するためにも有効な対応といえます。

お問い合わせ先

EY 新日本有限責任監査法人
海運セクター

E-mail : takeshi.yamanaka@jp.ey.com

IFRS第16号の改訂 セール・アンド・リースバック取引 におけるリース負債



品質管理本部 IFRSデスク 公認会計士 大島 隼

▶ Jun Oshima

主として金融業および石油ガス業の監査業務に従事。2019年よりIFRSデスクに所属し、IFRS導入支援業務、研修業務、執筆活動などに従事している。当法人 マネージャー。

I はじめに

2022年9月22日、国際会計基準審議会（IASB）は「セール・アンド・リースバック取引におけるリース負債（IFRS第16号の改訂）」（以下、本改訂）を公表しました。本改訂は、20年11月27日に公表した公開草案に対して集まったコメントを受けて、IASBにて審議を重ねて公表されたものです。

本稿では、本改訂の概要と考えられる影響等について解説します。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめ申し添えます。

II 関連するIFRS ICのアジェンダ決定

本改訂の解説に入る前に、関連するIFRS解釈指針委員会（IFRS IC）が20年6月に公表した、本改訂に関連するアジェンダ決定「リース料が変動するセール・アンド・リースバック（IFRS第16号「リース」）」（以下、当該アジェンダ決定）について簡単に触れる必要があります。当該アジェンダ決定は、IFRS第15号において

▶ 表1 当該アジェンダ決定の概要

▶ たとえリース料のすべてが変動であり指数又はレートに応じて決まるものではない場合であっても、取引日において負債を認識
▶ リースバックから生じる使用権資産を測定するため、譲渡した資産のうち保持した使用権に係る部分を決定（例：変動リース料を含む予想されるリース料と譲渡資産の公正価値との比較等）
▶ 認識される利得又は損失の金額は、買手である貸手に移転された権利に関する部分のみ

出典：IFRIC Update 2020年6月に基づき作成

売却として会計処理するための要求事項を満たすセール・アンド・リースバック取引を行い、そのリース料が指数又はレートに応じて決まるものではない変動リース料を含む場合に、売手である借手がリースバック取引から生じる使用権資産をどのように測定し、その結果、取引日に認識する利得又は損失の金額をどのように決定すべきかという質問に対応するものです。

当該アジェンダ決定では、たとえリースバックのリース料のすべてが変動であり指数又はレートに応じて決まるものではない場合であっても、取引日において金融負債を認識することを明確にしています（<表1>参照）。このように、当該アジェンダ決定はそうしたセール・アンド・リースバック取引から生じる使用権資産及びリース負債の当初測定に関しては明確化したものの、事後測定については言及されていませんでした。

本改訂の趣旨は、そうしたセール・アンド・リースバック取引により認識した使用権資産及びリース負債の事後測定に関するアプローチを明確化するため、IFRS第16号のセール・アンド・リースバック取引に関する要求事項に狭い範囲の修正を加えるものです。

III 本改訂の概要

前記IIで述べた通り、本改訂は当該アジェンダ決定の検討の中で識別されたIFRS第16号の要求事項の問題点に対応するためにIASBより公表されました。現行のリース負債の事後測定の要求事項は、指数又はレートに応じて決まるものではない変動リース料が含まれるリースバックにより生じるリース負債に対して

▶ 図1 本改訂に基づく事後測定の具体例

<前提条件>

- ▶ 売手である借手が、建物を公正価値CU1,800,000にて売却する（IFRS第15号における売却の要件を満たす。売却直前の帳簿価額はCU1,000,000）。
- ▶ 同時に、5年間のリースバックを行う。リース料は指数又はレートに応じて決まるものではない変動リース料を含み、毎年後払いされる。
- ▶ 売手である借手は「リース料」を取引実行日において見込まれるリース料を反映して決定する（当該日において、次の表のリース料のように見込まれた）。
- ▶ 追加借入利率率3%を用いて割引いた結果、当該日のリース負債の帳簿価額はCU450,000、売手である借手が保持する使用権部分は25%^(注1)であると算定された。当該リースバックから生じるリース負債及び保持する使用権資産は次の通り。

年次	リース負債			使用権資産			
	期首残高	リース料	3%の利息費用	期末残高	期首残高	償却費用	期末残高
	CU	CU	CU	CU	CU	CU	CU
1	450,000	(95,902)	13,500	367,598	250,000	(50,000)	200,000
2	367,598	(98,124)	11,028	280,502	200,000	(50,000)	150,000
3	280,502	(99,243)	8,415	189,674	150,000	(50,000)	100,000
4	189,674	(100,101)	5,690	95,263	100,000	(50,000)	50,000
5	95,263	(98,121)	2,858	0	50,000	(50,000)	0

- ▶ 取引実行日において見込まれるリース料を基礎とする事後測定の方法

- ▶ IFRS16.102A項及び38(b)項を適用するにあたり、**売手である借手はリースのために行われる支払いとリース負債を減少させるリース料との間の差額を損益に認識する**。たとえば、仮に年次2において建物の使用のために実際にはCU99,321を支払う場合、CU1,197 (= CU99,321 - CU98,124) を損益に認識する。

(注1) 設例は25%の具体的な決定方法を定めていないが、取引実行日における見込みリース料の割引現在価値と建物の公正価値との比率として算定することが1つの方法として考えられる。

(注2) 赤字・太字の部分は本改訂により追加された設例に関する筆者による強調部分。

出典：IFRS第16号付属 設例25に基づき作成

適用することが難しく、また、条件変更やリース期間の変更におけるリース負債の再測定の際に、残存する使用権資産に係る損益が認識されてしまう可能性が指摘されていました。

そのような問題点に対応するため、本改訂によって、セール・アンド・リースバック取引から生じたリース負債の事後測定に関する新たな要求事項（IFRS第16号102A項）を追加し、保持する使用権資産に係る利得又は損失の額を認識することがない方法により「リース料」又は「改訂後のリース料」を算定することが明確化されました。これにより、リースバックによるリース負債について事後的に条件変更やリース期間の変更があった際に、リース負債の事後測定の規定（IFRS第16号第36項から46項）を適用する場合にも、保持している使用権資産に係る利得を認識することがなくなります。従前では、そのような再測定の際に指数又はレートに応じて決まるものではない変動リース料を含めずにリース負債が再測定されてしまう結果、損益が発生してしまう余地がありました。

また、本改訂案の審議の過程では、そのようなリースバックによるリース負債の事後測定について、具体的な方法を規定することが提案されていましたが、公開草案に対するコメントを踏まえて、具体的な規定を定める提案は最終的な本改訂には含まれていません。その代わりに、IFRS第16号に付属する強制力のない設例に、指数又はレートに応じて決まるものではない変動リース料を含むセール・アンド・リースバック取

引に関する新たな設例（設例25）を本改訂によって追加しており、実務適用上のガイダンスとして参照することが期待されています。新たに追加された設例では、リースバックにおいて変動リース料について支払われた「リース料」の決定の方法として2つのアプローチが例示されていますが、そのうちの1つを<図1>にて解説しています。

IV おわりに

本改訂は、24年1月1日以後開始する事業年度に適用され、適用においては、IFRS第16号を初めて適用した日より後に行なったセール・アンド・リースバック取引に対して遡及適用されず。例えば、19年4月1日からIFRS第16号を適用した企業は、本改訂を19年4月1日から後に行われたセール・アンド・リースバック取引に適用します。結果として、比較期間への遡及適用が要求されることとなります。したがって、指数又はレートに応じて決まるものではない変動リース料を含むセール・アンド・リースバック取引を行っている場合には特に、本改訂の影響の検討を行うべきと考えられます。

お問い合わせ先

EY新日本有限責任監査法人
品質管理本部 IFRSデスク
Email : ifrs@jp.ey.com

役員退職慰労金制度と株式交付信託を用いた 退任時支給型の株式報酬制度

公認会計士 太田達也



▶ Tatsuya Ota

当法人のフェローとして、法律・会計・税務などの幅広い分野で助言・指導を行っている。また、豊富な知識・経験および情報力を生かし、各種実務セミナー講師、講演等において活躍している。著書は多数あるが、代表的なものとして『会社決算書作成ハンドブック』（商事法務）、『決算・税務申告対策の手引』『消費税の「インボイス制度」完全解説』『同族会社のための「合併・分割」完全解説（改訂版）』『純資産の部』完全解説』『解散・清算の実務』完全解説』『固定資産の税務・会計』完全解説（以上、税務研究会出版局）、『例解 金融商品の会計・税務』（清文社）、『減損会計実務のすべて』（税務経理協会）などがある。

I はじめに

近年、金銭による役員退職慰労金制度を廃止し、株式交付信託を用いた退任時交付型の株式報酬制度を導入する事例が多く見られるようになってきました。

今回は、従来の役員退職慰労金制度に係る会計・税務の取扱いと、株式交付信託を用いた退任時交付型の株式報酬制度に係る会計・税務の取扱いについて解説します。

II 役員退職慰労金制度

1. 会計上の取扱い

役員退職慰労金については、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（監査・保証実務委員会実務指針第42号）によれば、次のように取り扱います。

(1) 役員退職慰労引当金の計上

役員退職慰労金については、役員退職慰労金の支給に関する内規に基づき支給見込額が合理的に算出され、その内規に基づく支給実績があり、このような状況が将来にわたって存続する場合には、各事業年度の負担相当額を役員退職慰労引当金に繰り入れることとされています。

(2) 役員退職慰労引当金制度を廃止する場合

任期中または重任予定の役員に対する廃止時点までの内規に基づく支給額を支給する場合には、株主総会

において承認決議を行うか否かに応じて次のように取り扱います。

① 廃止時点で承認決議を行う場合

その役員の退任時まで承認済の慰労金の支給を留保する場合には、実際に支払われるまでの間は、原則として長期未払金として表示します。

② 廃止時点ではなくその役員の退任時に承認決議を行う場合

引き続き役員退職慰労引当金として表示します。

2. 税務上の取扱い

(1) 所得税

所得税法上、退職所得とは、退職により一時に受け取る給与およびこれらの性質を有する給与をいい（所法30①）、一般的には退職の事実（退任）に基因して一時に支給されるものが該当します。

したがって、役員退職慰労引当金制度の廃止時点で退任しない役員に支給すると退職の事実がないため退職所得ではなく給与所得とされてしまいますから、通常は前記1.(2)①のように、退任時まで支給を留保するものと考えられます。

なお、使用人については、引き続き勤務する場合であっても、従来の退職給与規程の改正に伴う打切支給が認められる取扱いがあります（所基通30-2(1)）が、役員についてはこの通達は適用されません。

(2) 法人税

① 法人税法第34条第1項による損金不算入

役員給与のうち、次のイ～ハのいずれにも該当しないものは、損金不算入とされます。

- イ 定期同額給与
- ロ 事前確定届出給与
- ハ 業績連動給与

なお、役員退職給与については、業績連動給与に該当するものは八による規制を受けますが、業績連動給与に該当しないものはこの規制の対象外とされます。

② 法人税法第34条第2項による損金不算入

役員給与（前記①により損金不算入とされるものを除きます）のうち、不当に高額な部分の金額（その退職した役員の業務従事期間、退職の事情、同業種で規模が類似する法人の支給状況等に照らし、相当と認められる金額を超える場合におけるその超える部分の金額（法令70二））は、過大役員退職給与として損金不算入とされます。

③ 役員退職慰労金制度に基づく役員退職給与の取扱い

役員退職給与の損金算入時期は、原則として、株主総会の決議等によりその額が具体的に確定した日の属する事業年度とされます（法基通9-2-28）。

したがって、会計上、役員退職慰労引当金に繰り入れた金額は所得計算上損金算入されず加算し、退任して支給する際、認容・減算します。役員退職慰労引当金制度が廃止された場合であっても、支給しない限り所得計算上の調整は行いません。

役員が退任して株主総会の決議等により役員退職給与を支給した場合には、その役員退職給与が業績連動給与に該当するときは法人税法第34条第1項による損金算入の規制の適用を受けますが、退職直前の給与支給額に役員の業務従事期間や職責に応じて定められた功績倍率を乗じて計算するいわゆる功績倍率法によっている場合には業績連動給与に該当せず（法基通9-2-27の2）同項の規制の適用は受けません。

次に、その支給額のうち不当に高額な部分の金額がある場合には、法人税法第34条第2項により過大役員退職給与として損金不算入とされますが、同項は実務上非上場の同族会社が問題とされることが多く、上場企業が役員退職慰労金規程に基づき一般的な金額を支給する限り問題とはならないでしょう。

Ⅲ 株式交付信託を用いた退任時交付型の株式報酬制度

1. 役員向け株式交付信託のしくみ

役員向け株式交付信託のしくみの一例を示すと次ページ<図1>のとおりです。

なお、「③株式取得」については、株式市場から取得するほか、会社から取得する場合があります。

2. 会社側の会計上の取扱い

株式交付信託の会計処理としては、企業会計基準委員会から公表されている実務対応報告第30号「従業員

等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」があり、役員向けの株式交付信託においても参考とされます。

この実務報告に準じて取り扱う場合の会社の処理（信託が役員に交付する株式を会社から取得する場合）を示すと次のとおりです。

〔前提条件〕

役務提供期間：X1期～X3期（每期同数のポイントを付与）

会社は信託に対して金銭1,200を拠出

会社は簿価1,000の自己株式を1,200で処分

信託は退任時（X3期終了時と仮定）に株式を交付

（信託拠出時）

信託口	1,200	／	現金	1,200
-----	-------	---	----	-------

（自己株式処分時）

現金	1,200	／	自己株式	1,000
			自己株式処分差益	200

（信託が期末に上記自己株式を保有している場合）

自己株式	1,200	／	信託口	1,200
------	-------	---	-----	-------

（ポイント付与時）

X1期

株式報酬費用	400	／	引当金	400
--------	-----	---	-----	-----

X2期

株式報酬費用	400	／	引当金	400
--------	-----	---	-----	-----

X3期

株式報酬費用	400	／	引当金	400
--------	-----	---	-----	-----

（信託から退任役員への株式交付時）

引当金	1,200	／	自己株式	1,200
-----	-------	---	------	-------

なお、信託期間を延長したり、特定の終了期日を定めないことで対象期間を継続させたりする場合には、対象期間中は引当金への繰入れを継続し、交付時に取り崩すこととなります。

3. 税務上の取扱い

（1）信託に対する税務上の取扱い

集団投資信託、退職年金等信託、特定公益信託等以外の信託に対する税務上の取扱いは次のとおりです（所法13、法法2二十九の二、12①②、所基通13-8、法基通14-4-8）。

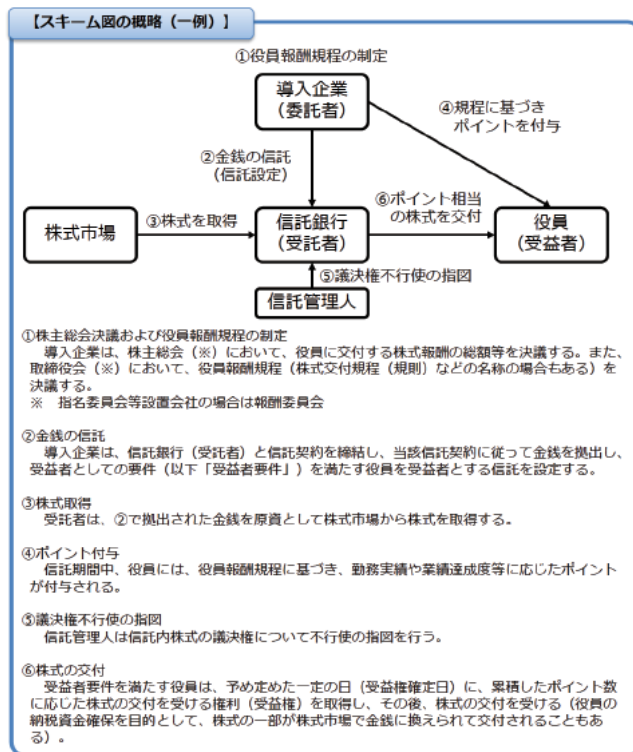
① 受益者が存しない場合

受益者が存しない場合には、法人課税信託に該当し、受託者を納税義務者として法人税が課せられます。

② 受益者が存する場合

受益者が存する場合には、原則として受益者等課税信託に該当し、受益者がその信託の信託財産に属する資産および負債を有するものとみなし、かつ、その信託財産に帰せられる収益および費用はその受益者の収

▶ 図1 役員向け株式交付信託のしくみの一例



出典：「攻めの経営」を促す役員報酬～企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引～（2021年6月時点版）経済産業省産業組織課 P16より
(meti.go.jp/press/2021/06/20210607001/20210607001-1.pdf)

益及び費用とみなされ、いわゆるパススルー課税が行われます。なお、受益者がいない信託であっても、信託の変更をする権限を現に有し、かつ、その信託の信託財産の給付を受けることとされている者は受益者とみなされ、パススルー課税の対象となります。

③ 役員向け株式交付信託の取扱い

役員向け株式交付信託では、役員が受益権を取得するまでの間は受益者が存しませんが、委託者である会社が信託の変更をする権限を有し、帰属権利者となることから受益者とみなされ、②によりパススルー課税の対象となります。

(2) 役員側の取扱い

役員側では、株式交付規程にしたがって株式の交付を受ける権利が確定する日（受益権確定日）に給与所得または退職所得として認識し、同日の株式の時価に交付株式数を乗じた金額が収入金額となります。

退任時交付型については、通常は退職により一時に受ける給与に該当し、退職所得として取り扱われます（所法30）。

(3) 会社側の取扱い

① 株式報酬費用の認識時期

会社側では、ポイントを付与する事業年度には損金として認識せず、受益権確定日（権利確定日）の属す

る事業年度において認識します。

② 法人税法第34条の適用

①により認識された役員給与は、法人税法第34条の規制の対象となります。

退職給与については、従前は同法第1項の対象外となっていましたが、平成29年度税制改正において、退職給与のうち業績連動給与に該当するものは同項の対象に含まれることとされました。

これに伴い、役員向けの株式交付信託の取扱いは、同改正の前後で<表1>のようになります。

退任時交付型の株式交付信託については、同改正以前は不相当に高額でない限り損金算入されていましたが、同改正以後は、業績連動給与に該当するものについては損金算入要件を満たす必要があります。

イ 業績連動給与に該当しないもの

退任時交付型の株式交付信託のうち業績連動給与に該当しないものについては、法人税法第34条第1項の規制の対象とならず、不相当に高額でない限り損金算入されます。

株式交付信託については、毎年役位に応じて固定ポイントを付与するものなどポイントの付与方法が業績指標に連動しないものは業績連動給与に該当しません。また、交付する株式のうちから源泉所得税に充てるために一部を売却して金銭として交付する場合があります。

▶表1 役員向けの株式交付信託の取扱い

	支給決議（株式交付規程の制定決議）日		
	～H29.3.31	H29.4.1～	H29.10.1～
在任時交付型	損金不算入	事前確定届出給与または業績連動給与の損金算入要件を満たす場合は損金算入	
退任時交付型	損金算入	業績連動給与に該当しないもの…損金算入 業績連動給与に該当するもの…損金算入要件を満たす場合は損金算入	

▶表2 株式を交付する場合の業績連動給与の損金算入要件

(1) 対象法人・対象者	次のいずれかの内国法人の業務執行役員（注） ① 同族会社以外の法人 ② 同族会社以外の法人との間にその法人による完全支配関係がある法人
(2) 交付株式	適格株式（市場価格のある株式または市場価格のある株式と交換される株式（(1)の内国法人またはその関係法人が発行したものに限り）
(3) 算定方法	① 交付される株式の数の算定方法が、下記イ～ハを基礎とした客観的なものであること イ 職務執行期間開始日以後に終了する事業年度の利益の状況を示す指標 ロ 職務執行期間開始事業年度開始日以後の所定の期間または職務執行期間開始日以後の所定の日の株式の市場価格の状況を示す指標 ハ 職務執行期間開始日以後に終了する事業年度の売上高の状況を示す指標（イまたはロと同時に用いる場合のみ） ② 交付される株式の数が、確定した数を限度としており、かつ、算定方法が他の業務執行役員と同様であること
(4) 手続き	① 職務執行期間開始日の属する会計期間開始の日から3月（申告期限の延長の指定を受けている場合には指定月数に2を加えた月数）を経過する日までに報酬委員会の決定などの適正な手続を経ていること ② 算定方法の内容が、①の手続終了日以後遅滞なく開示されていること ③ 業績連動指標の数値が確定した日の翌日から2月を経過する日までに交付され、または交付される見込みであること ④ 損金経理すること（引当金の取崩しによることも認められる）

すが、株式交付と同視し得る要件を確保している限り株式交付に準じて損金算入が可能です。

□ 業績連動給与に該当するもの

退任時交付型の株式交付信託のうち業績連動給与に該当するもので、平成29年9月30日以前にその支給に係る決議が行われたものは、法人税法第34条第1項の規制の対象とならず、不相当に高額でない限り損金算入されますが、同年10月1日以後にその支給に係る決議が行われたものは、同項の規制の対象となります。改正の適用関係としては、同年9月30日以前に導入した業績連動要素のある退任時交付型の株式交付信託を導入した場合、支給額の算定方法について株式交付規程を改定しない限り、同日以前に選任された役員（任期満了により再任された役員を含みます）に対しては旧法が適用され、同年10月1日以後に新たに選任された役員については新法が適用されます（平成29年改正法附則14②）。

新法が適用される場合において、株式を交付する場合の業績連動給与の損金算入要件は<表2>のとおりです（法第34①三、法令69⑨～⑩）。

<表2>の(注)業務執行役員とは、(4)①の手続の終了の日において次のいずれかに該当する者をいいます（法令69⑨）。

- ① 取締役会設置会社における次の者
 - イ 代表取締役
 - ロ 取締役会の決議によって業務を執行する取締役として選定されたもの
- ② 指名委員会等設置会社における執行役員
- ③ ①②に準ずる役員

したがって、退任時交付型の株式交付信託で業績連

動型のもののうち、たとえば次のようなものは、損金算入要件を満たさず、損金算入されないことになります。

- ▶ 同族会社が交付するもの
- ▶ 業務執行役員に該当しない監査役や社外取締役に交付するもの
- ▶ 交付する株式数ではなく無償取得（没収）される株式数が業績連動で変動するもの

また、ポイントの付与方法として固定部分と業績連動部分を組み合わせる場合、それぞれの金額を別々に取り扱うことができ、固定部分については業績連動給与に該当しない退職給与として、業績連動部分については業績連動給与の損金算入要件を満たすことにより、損金算入が可能です。

IV おわりに

役員給与については金銭による固定報酬による支給が多かった日本企業も、近年の数次にわたる法人税法改正により、金銭だけでなく株式による支給、固定報酬だけでなく業績連動による支給など、選択肢が広がったことに伴い、さまざまな支給方法が普及してきています。

新たな支給方法の導入に当たっては、法務・会計はもちろんのこと、税法上の取扱いが大きく異なる給与所得と退職所得の取扱いについても、特に慎重に検討するようにしてください。

(注) 文中、法令条文等は、以下の通り略して表記しています。
 法令：法人税法施行令 法基通：法人税法基本通達
 法法：法人税法 所基通：所得税基本通達
 所法：所得税法

シンガポール個人所得税および イミグレーションの最新動向について



EYシンガポール ピープル・アドバイザー・サービス 飯島陽佑

▶ Yosuke Iijima

日本での税理士法人勤務を経て、2015年にEYシンガポール入社。日本、シンガポールにて約9年間の個人所得税申告支援業務経験を有す。シンガポールでは赴任者の就労ビザ取得に関するアドバイス等、イミグレーション業務にも携わる。日本、シンガポールで個人所得税・イミグレーションに関するセミナーを多数実施。米国公認会計士（Exam passed）。EYシンガポール マネージャー。

I はじめに

一般的に、東南アジア諸国では低税率国として知られるシンガポールは、税務に関してはリスクが低い国であると思われがちです。しかし、税務調査等で申告誤りを指摘された場合、それが仮に故意によるものでなくても厳しい罰則が科せられます。また、個人所得税では近年の外国人向け税制優遇の撤廃や税務調査の増加など、情勢は大きく変わりつつあります。イミグレーションに関しては、シンガポール政府による自国民の雇用促進政策（シンガポール・リアン・コア）の強化を背景に、外国人労働者の受け入れ数が抑制傾向にあります。海外高度人材の誘致政策の継続も相まって、外国人労働者のための就労ビザ取得は年々難しくなっています。本稿では、シンガポールへ駐在員を派遣する多くの企業にとって共通の課題である個人所得税およびイミグレーションに関し、最新の動向について解説します。

II 個人所得税の改定と税務調査件数の増加

1. 外国人向け税制優遇の撤廃

2022年8月、シンガポール税務当局（IRAS）は賦課年度（YA）2025以降の個人所得税申告において、シンガポール国外の公的年金・社会保障費の会社負担分に関し、現行の非課税措置を撤廃して一律課税扱いとする旨を発表しました。もともとシンガポールは海外からの高度人材の誘致を目的に、主に駐在員等の外

国人労働者を対象としたさまざまな税制優遇が取られていました（例：NORスキームによる優遇措置や、借り上げ社宅の年次価値による課税、また一時帰国費用の部分的な課税等）。しかし近年、シンガポール政府はシンガポール・リアン・コアを推進して外国人労働者の受け入れを抑制する中で、これらの外国人向けの税制優遇もことごとく撤廃しており、本改定もその一連の流れをくむものと考えられます。一般的に、駐在員が海外勤務で得る給与所得はグロスアップ計算により会社負担の個人所得税が加算されている場合が多く、課税範囲が広がれば会社負担額はその分だけ増加することになります。

2. 税務調査件数の増加

その一方で、シンガポール企業が毎年行う従業員の給与所得の申告（Form IR8A）に関し、22年からIRASによる「Assurance Questionnaire on the Reporting of Employee Remuneration」と題されるオンラインベースの調査用紙が届く事例が多く報告されるようになりました。こうした税務調査では、駐在員がシンガポール国外で支払われている報酬等が特に指摘を受けやすい点となっていますが、本調査の特徴として、会社が（駐在員を含め）従業員の各報酬項目と申告上の扱いを正しく認識しているかを確認するだけでなく、申告を正しく実施するためにどのようなプロセスが運用されているかを確認する質問が数多く含まれていることが挙げられます。税務調査の増加のはっきりとした理由は分かっていませんが、従来の調査と比べてその内容がより包括的なものとなっていることが分かり

ます。シンガポールでは税務調査で指摘を受けた場合、最大で過少申告額の400%という厳しい罰則が科せられることとなります。

Ⅲ イミグレーションの動向

1. ハードルの上がる外国人労働者の就労ビザ取得

シンガポールでは外国人労働者の就労ビザ取得に関し、給与基準額の引き上げが継続的に行われています。例えば22年の発表では、非金融セクターのEmployment Pass (以下、EP) 申請者の場合、申請資格を満たす給与基準額は月額4,500シンガポールドルから5,000シンガポールドルに引き上げられています。この給与基準額は申請者の経験年数等に応じて高くなり、EP申請者の年齢が40代半ばの場合、基準額が最大月額10,500シンガポールドルにもなり、その上昇幅はかなり大きいことがうかがえます。もともとEPは高度な外国人材を対象とし、給与基準額は専門職・管理職・経営者・技術者 (PMET) の賃金の上位3分の1に設定されています。申請に含めることができる給与は本人へ月額固定で支給される給与・現金手当のみに限られており、賞与や変動手当、福利厚生等は含めることができません。駐在員であれば各種手当を含めることで申請額を引き上げることは可能ですが、現地採用者の場合はかなりハードルが高くなります。EPの給与基準額を満たせない申請者に関しては、比較的基準額の低いSパスという選択肢もありますが、Sパスはシンガポール国籍／永住権 (PR) 保有者従業員の雇用人数に応じて申請枠に上限 (クォータ) が設けられているため、シンガポール人の従業員数が少ない会社では申請枠を確保できない場合があります。シンガポール人の雇用比率は23年9月から導入されるEP取得に関するポイント制度「COMPASS」の企業属性にも影響するため、外国人労働者の雇用比率に関しては常に注意を払う必要があります。

2. 継続する海外高度人材の誘致政策

23年1月1日から、シンガポール国内の複数の企業の立ち上げ・運営・労働を可能とする新規就労ビザ Overseas Networks & Expertise Pass (以下、ONEパス) の申請受付が開始されました。ONEパスは申請条件の1つが「申請者の月額給与が30,000シンガポールドル以上であること (直近でシンガポールで就

労経験をもたない個人の場合、申請時において時価総額5億米ドル以上もしくは年間収益が2億米ドル以上の企業に勤務していること)」とあり、高所得層の外国人材を対象としていることが分かります。特定の勤務先に縛られずに複数の会社で就労が可能である就労ビザとしては、以前からPersonalized Employment Pass (以下、PEP) がありますが、PEPは延長更新が認められておらず、有効期間が最長3年間に限られていました。対してONEパスは更新が認められており、その有効期間も5年間と長めに設定されているため、より柔軟性の高いものとなっています。シンガポール政府は外国人労働者の受け入れ数を抑制する一方で、海外高度人材の獲得に関しては今後も積極的な姿勢を保持していくことが、本制度よりうかがえます。

Ⅳ おわりに

近年、シンガポールは個人所得税において外国人向け税制優遇の撤廃や税務調査の強化が図られており、シンガポールへ駐在員を派遣する企業にとって税制面の負担はより増加する傾向にあります。また、イミグレーションに関しては、シンガポールは東南アジアで高度人材の活動拠点としての地位を確立しており、外国人労働者に求められる給与水準は今後も上がり続けることが予測されます。シンガポールに拠点を置く企業にとって、こうした現地の雇用情勢の変化に合わせた定期的な人材戦略の見直しも、今後より重要になると考えられます。

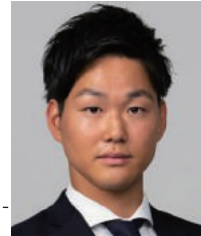
お問い合わせ先

EYシンガポール

E-mail : yosuke.iijima@sg.ey.com

経済安保と企業会計 —経済安保の脅威と処方箋—

EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株) Business Consulting, Financeユニット 田畑 興



▶ Ko Tabata

CFO部門向けのコンサルティングチームにおいて、管理会計における在りたい姿の策定やその実現支援、グローバルビジネスサービスの構想策定から、導入、運用保守など、業務・IT問わず幅広いプロジェクトに従事。チーム内では、グローバルビジネスサービスのオフアリングにて活動している。EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株) マネージャー。

＜お問い合わせ先＞EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株) E-mail: ko.tabata@jp.ey.com

I はじめに

経済安全保障とは「軍事面からの脅威」ではなく「経済面からの脅威」から自国を守ることを指し、現代において、国家や企業は「経済面からの脅威」に晒されています。

近年では、米中“新冷戦”やウクライナ情勢が例に挙げられます。米中冷戦は、米ソ冷戦と異なり、当事国同士の経済的な結び付きが強い中発生しました。また、ウクライナ情勢においては、グローバル企業のロシア市場からの撤退、天然ガス供給の受け入れ制限によるグローバルでのエネルギー需給のひっ迫、ウクライナからの穀物や天然資源の輸出制限などにより、経済面の影響がさまざまな国と企業に発生しました。このような問題に直面する／した際の、経済を基軸とした安全保障“エコノミック・ステイトクラフト(以下、ES)”を持続的に獲得する仕組みを整備することは、政府だけでなく民間企業においても差し迫った課題です。

現岸田文雄政権も経済安全保障を重要施策の1つとして挙げており、急ピッチで対応を進めていますが、企業としても世界情勢を踏まえた長期的な競争戦略、経営戦略の策定が必要です。

本稿では、経済安保の重要な観点であるESと、日本企業におけるESにひも付くリスクについて冒頭にて紹介し(＜図1＞参照)、その上で、日本企業が新時代の経営環境の中でファイナンスの観点からとるべき対策の方向性について考察します。

II 日本企業が注視すべき経済安保の観点、ESとは

一般に経済安全保障というと、日本では2022年2月に経済安全保障推進法案が閣議決定されたことが記憶に新しいですが、企業単位での活動に言及された資料は少なく、対策の必要性は認識しているが何を対策すればよいか分からないという企業がまだまだ多いというのが現状だと思います。しかし、経済安全保障は政府主導のアクションだけでなく、民間企業も含めた官民一体で対策を講じなければ企業活動に限らずわれわれの生活そのものも多大な影響を被るでしょう。ここでは、経済安全保障を理解するための主要フレームワークの1つであるESについて説明していきます。

ESとは「経済ツールを活用して地政学的国益を追求する手段」を意味し、軍事的手段に置き換わる国家レベルでの安全保障活動を指します。

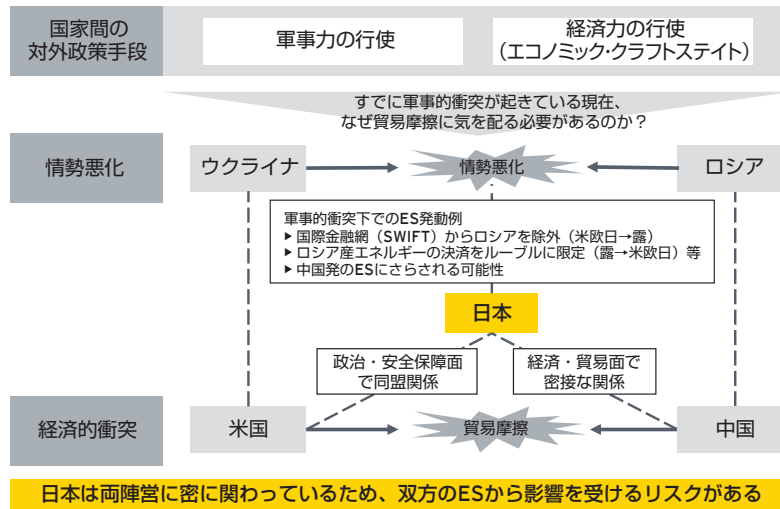
ESには「経済制裁」「貿易」「投資政策」「サイバー攻撃」「経済援助」「財政・金融政策」「エネルギー政策」の7分野があり、現代においてはこれら7つの分野の経済活動を攻撃対象とし、社会レベルでの混乱を引き起こすことが可能です(＜図2＞参照)。次章では、7種類に大別したESについて、それぞれ日本企業が被るリスクについて説明します。

III 日本企業に忍び寄る経済安保リスク

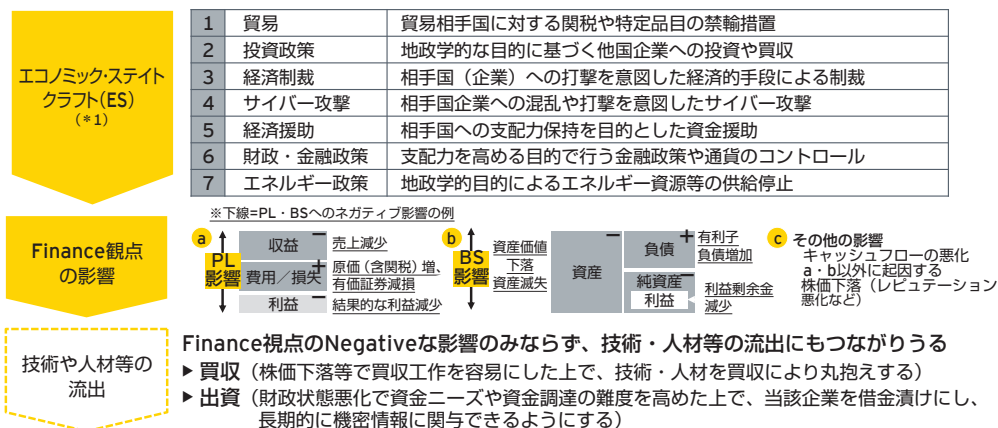
1. 経済制裁

最も明確な形で攻撃の意思が表れているESといえます。制裁対象国との輸出入停止、港湾の封鎖、資産

▶ 図1 世界情勢と日本の立ち位置から見たESリスク



▶ 図2 ESの主要7分野とそれらが及ぼす企業への影響



(*1) 『War by Other Means』(Belknap Press : An Imprint of Harvard University Press, Robert D. Blackwill, Jennifer M. Harris著)、『エコミック・ステイトクラブ 経済安全保障の戦い』(日本経済新聞出版、國分俊史著)をもとに作成

凍結など、さまざまな形態で現れるため、企業が受ける影響も多岐にわたります。ウクライナ情勢をきっかけに、各国はロシアへさまざまな経済制裁を課しましたが、特徴的なものとしてロシア国内の富裕層「オリガルヒ」の資産凍結があげられ、これによりロシア政権と近い企業の事業活動が大きく制限されました。

2. 貿易

貿易では輸入と輸出の両面でESの攻撃対象となる可能性があります。過去には、日中貿易摩擦下の米通商法による日本車の輸入制限や、中国輸出管理法による対日レアアースの輸出制限が発生しています。製品の輸出が制限されることや、不当な関税による貿易妨害に備え、サプライチェーンの複数確保などのリスク分散を求められます。

3. 投資政策

地政学的な目的や安全保障上の観点から、資本流入防止を目的とした敵対国家に対して自国企業への投資規制がES上の投資政策に該当します。直近では、米国のCFIUS (対米外国投資委員会) が中国による対米投資の規制を始めており、自国と緊張関係にある国家

の企業に対しての投資活動が困難になりました。

4. サイバー攻撃

企業を対象にしたサイバー攻撃では、機密情報の窃盗やデータ改ざんを発端としたさまざまなリスクが予想されます。例としては、個人情報漏えいによる企業評判の低下があり、より攻撃的なものになると企業の収益データを改ざんすることで企業の予想業績を引き下げ、それに伴う株価下落を引き起こします。今後はデータ管理やサイバー攻撃に精通した人材の育成／登用が企業レベルにおいて必要になってくるでしょう。

5. 経済援助

経済援助は、一般的に友好国間での資金援助を指します。現在、中国が構想しているアジアからアフリカ諸国にかけての経済圏確立を目的とした一帯一路政策がこれに該当します。この活動は債権国と債務国という関係が必然的に発生し、それに伴い、債権国側が債務国側の鉄道や空港などのインフラを掌握し、結果として債務国側の企業では物流網を制限されるなどのリスクを伴います。そのリスクを企業が回避するためには事業活動において1つの物流手段に依存しない経営

体質が求められます。

6. 財政・金融政策

財政・金融政策では、通貨価値の意図的なコントロールを狙った大規模な売買取引などを通じて、国際的な資本移動の制限を狙った施策が例として挙げられます。欧米がロシアをSWIFT（国際銀行通信協会）から除外した事例も、通貨決済の自由の排除という点で財政・金融政策に該当します。日本企業も現在の急速な円安なども鑑みて、生産体制の国内回帰や為替予約の実施など、さまざまなリスクヘッジが求められます。

7. エネルギー政策

自国内に石油や天然ガスなどのエネルギー資源を保有していない国家は、エネルギー資源が豊富な国家から供給を制限されることによって、国家としての活動そのものを制限される事態に陥ります。日本における身近な例だと、エネルギー供給不足から発生した電気料金の高騰があります。これを企業レベルに置き換えると、生産拠点の操業停止をはじめとした事業活動の中断リスクがあり、エネルギー調達の分散といった対応が必要になるでしょう。

IV 経済安保リスクに対する日本企業がとるべき対応方向性

1. ESリスク対応の起点となるシナリオプランニングについて

前述の通り、軍事のみならず経済においても大国が独自の規制や枠組みを構築する環境下において、日本企業はますます不確実性の高いリスクに晒され、今まで以上に難しい意思決定が求められています。こうしたESリスクに対して、日本企業が競争力を維持するためには、ESリスクに対するシナリオプランニングが必要になります。シナリオプランニングとは、不確実な将来を客観的な視点から想定したシナリオをもとに、自社が取るべきアクションを定める戦略的活動です。具体的には、まず今後各国で展開されるESに応じて複数のシナリオを想定し、シナリオごとのエスカレーション過程や発生可能性とその根拠を整理します。次いで、自社の各領域における影響を計測し、影響の回避もしくは低減施策の方針を策定した上で、機先を制するアクションの導入、それらを経営サイクルの中心に据えて経常的に行うことが、変化の激しい現代を生き延びるための生命線となります。

本稿では、シナリオプランニングのうち、事業戦略と財務戦略の観点から、企業がESリスクの荒波を乗り越えるためにCFOが取るべき3つのアクションについて述べます（<図3>参照）。

2. アクション①：バリューチェーンの活動に潜む脆弱性を見つける

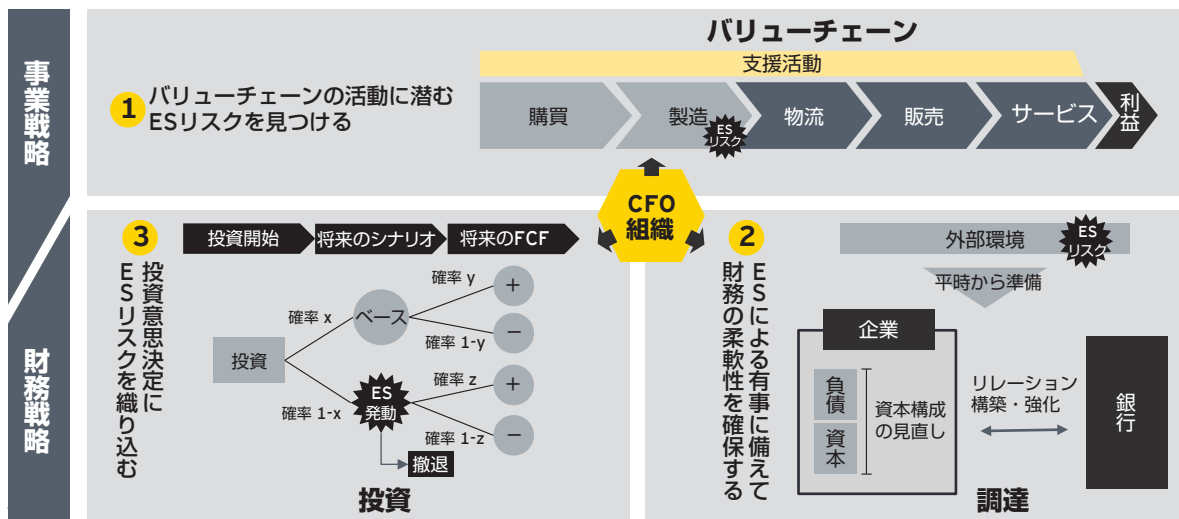
第一に、CFO組織は事業戦略において、バリューチェーンの中に潜むESへの脆弱性をあぶり出し、経営資源を再配置することで全体最適化を図る必要があります。前述Ⅲ.で見た通り、各国のES発動によって、企業はバリューチェーン内の特定の活動が制限され、既存の競争優位が脅かされる可能性があります。昨今では、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行を契機としてあらゆる業界で半導体が不足し、既存のサプライチェーンがいかに脆いものであったかが露呈しました。こうした事態を受け、米国や中国をはじめとした世界各国では経済安全保障の一環として、自国に有利な規制や枠組みを強化する動きに乗り出しています。各国がESの応酬を繰り広げる渦中で、日本企業はサプライチェーンの強靱化に努めると同時に、脆弱性を低減するためのアクションを起こす必要があります。例として、製品の原材料が特定の調達先のみ依存してチョークポイントとなってしまっている場合、調達活動から一度視線を外し、製造活動にヒトとカネを投入することで、特定の原材料や調達先に頼らない代替技術の開発とイノベーションを加速することにつながります。

そのためCFO組織は、将来起こり得るESと自社のバリューチェーンを重ね合わせ、特定の活動に致命傷となりかねない脆弱性が潜んでいないかを見つけ、何に経営資源を費やすべきかを決定する必要があります。このようなバリューチェーン全体の監督を担うのは、部分最適を志向し脆弱性を抱えがちな各事業部や他の支援部門ではなく、特定の活動や事業とは切り離されて俯瞰的な立場にいるCFO組織に他なりません。バリューチェーン全体を最適化することによって、特定の活動による影響を平準化し、企業の頑健性を構築することが可能になります。

3. アクション②：ESによる有事に備え財務柔軟性の確保

第二に、財務戦略の資金調達の観点では、ESリスクが懸念される環境下では財務の柔軟性を確保しておく必要があります。財務の柔軟性とは、外部環境の不確実性に対応するため、財務的なゆとりをもつことです。ロシアのエネルギー資源をてことした企業接収の例のように、経済大国や資源国のESによる影響は甚大となる蓋然性が高く、企業に致命的なダメージを与えかねません。日本企業を取り巻く足元の環境では、台湾有事の緊張が緩やかになっていない状況において、中国での事業にESリスクが迫っています。場合によっては、資産凍結や接収の対象にされるシナリオを想定し、財務の柔軟性を考慮する必要があるでしょう。その備えとして、平時から負債と株主資本の資本構成に気を配り、ESによる危機が生じた際、即応して資金調達が可能となるように、格付けの向上および銀行との

▶ 図3 ESリスク下でCFO組織が取るべき3つのアクション



リレーション構築が肝要となります。

財務の柔軟性の確保は、ESによる将来の危機を耐え忍ぶ財務基盤となるとともに、将来の好機をつかみ取るための財務戦略となります。また、財務の柔軟性を確保することは、負債の節税効果や株主資本利益率 (ROE) の低下につながる可能性もあるため、アクションのベースには、やはりESリスクに対する適切なシナリオプランニングを据える必要があるといえます。

4. アクション③：投資意思決定にESリスクを織り込む

最後に、財務戦略における投資の観点では、投資意思決定にESリスクを織り込み、非連続に変化する外部環境に応じて複数のオプション（選択肢）を用意する必要があります。一般的に、投資意思決定では投資の経済性を評価し、評価結果と採択基準を比較して投資の実施可否が決定されます。一方で、高まるESリスク下では、投資評価モデルで使用される変数（割引率、原油価格、CFなど）は大きな不確実性に晒されています。そうした状況を踏まえ、確度の高い投資意思決定を実現する方法の1つとして、リアルオプション法が挙げられます。

リアルオプション法では標準的なNPV法を応用し、将来のシナリオに応じた投資の拡張や継続、中止、撤退を想定します。例として、投資した5年後にESの影響により、CFがマイナスになる可能性を有する投資案件を検討します。標準的なNPV法では、NPVの期待値にCFのマイナス値が含まれてしまいます。しかし現実では、赤字の事業は撤退のオプションが可能です。リアルオプション法ではこうした撤退のオプションを加味することで、NPVの期待値にマイナス値が入りこむことを防ぐことができます。このようにリアルオプションを考慮することにより、状況が明らかになった段階で、継続か中止かなどの判断が可能な案件、つまり柔軟性を持つ案件を高く評価することができます。リアルオプション法では、突発的な経済制裁などの影

響を受ける可能性がある投資案件の場合、そのリスクを投資意思決定に織り込みながら評価することが可能となります。これは、従来の投資評価モデルでは投資しないと判断される案件が、投資を行うという意思決定に覆る可能性もあります。

激動の環境下を走り続けるには、企業が事業のために果敢に投資を行いつつ、突如現れる危険に対して適切かつ瞬時に反応することが不可欠です。ESリスクを加味したリアルオプション法とは、まさに有事の事態に適切かつ瞬時に反応する準備に他なりません。リスクレベルに合わせ、複数オプションを持った上での投資判断の仕組みが整っていることで、見通しの悪い前途であっても企業は思い切ってアクセルを踏むことができるのです。

V おわりに

ここまで、日本の企業に忍び寄る経済安全保障リスクの考え方、捉え方、過去の発生事象、そして企業態レベルで対処すべきアクションの方向性について述べてきました。直近10年ほど前までは、「経済安全保障は国が対処すべきもの。企業としてはコントロールが難しい」という認識が一般的でした。しかし、テクノロジーの目覚ましい進化を背景に、攻撃の手段が物理的なものから、目に見えない攻撃へのシフトが加速しており、持続的に企業を運営していく上で、無視できないところまでリスクが迫ってきました。つまり企業には、国が対応してくれることを悠長に待っている時間的余裕はないのです。各企業はそのことを強く意識、認識し、企業として何をすべきなのか、何ができるのかを今一度自分事として捉え、検討を行うことがCFO組織に求められています。日本という国が、そしてその国を構成する日本企業が、いまだ人類が経験したことのないボーダーレス社会を生き抜くだけでなく、リードしていくような未来が来ることを願うばかりです。



Trend watcher

M&A・組織再編等トランザクションのプロジェクト管理にデジタルトランスフォーメーション (DX) を実現

EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株) ストラテジー・アンド・トランザクション 長谷健一 牛島 希

▶ Kenichi Hase

クロスボーダー M&A案件のPMO専門家。日系企業のみならず外資系企業のM&A・組織再編等のトランザクションを中心に、戦略検討から実行まで多くのPMI・PMO支援業務に従事。2017～19年にかけてEYシドニー駐在。EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株) ディレクター。



▶ Nozomi Ushijima

外資系/会計系コンサルティング会社を経て現職。国内/クロスボーダー M&A・組織再編等におけるトランザクションのPMO支援業務等に主に従事。EY Capital Edgeによるトランザクション関連業務のDX推進に従事。EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株) マネージャー。



I トランザクションプロジェクトのPMOにおいてDXが求められる背景

国内・海外をまたぐクロスボーダーのM&A（企業の買収・提携等）およびグローバル企業の組織再編のトランザクションにおいては、海外と日本との時差の存在、対象会社の海外子会社を含めた利害関係者、および関連拠点多く多数のステークホルダーが存在し、プロジェクト管理が複雑化しています。

特にM&AのPMI（ポスト・マージャー・インテグレーション）においては、より効率的かつ効果的なPMO（プロジェクト・マネジメント・オフィス）による管理が求められます。PMOメンバーが、表計算ソフトで作成された多数の分科会のスケジュール表、課題管理表をEメールベースでとりまとめ、前回・今回集計版のバージョンを管理しステータスレポートの作成・更新に追われて、本来の買収後のシナジー等の効果創出のための検討に時間をとれていないといったことが多いのではないのでしょうか。

クロスボーダートランザクションをいかに効率的に管理・推進できるかがプロジェクトを成功させるカギになると言え、PMOの現場にもデジタルトランスフォーメーション (DX) が求められています。

PMOのDXには、さまざまな手段がありますが、本稿では1つの例として、EYのソリューションであるEY Capital Edge（以下、CE）を活用し、DXが実現

したプロジェクト事例を紹介します。

II PMOのDXツール活用の事例

A社は、世界各国に事業を展開するグローバル企業です。複数事業・拠点を対象とした組織再編のトランザクションプロジェクトにおいて、事業統合以外にもHR、Finance、ITなど機能部門の統合に関する計画と実行を含むPMOのサポートを必要としていましたが、プロジェクトやステークホルダーが非常に多く、複雑なコラボレーションを迅速に実現する必要があることから、スプレッドシートによる管理では非効率な状態にありました。

このような状況の中、CEの導入により、100人以上のユーザーと関連する2,000以上のタスクの管理を一元化しステータスを可視化、プロジェクト管理の効率化を行いました。主要なポイントは、以下の4つです。（<図1>参照）。

- ① タイムリーな情報共有：一般的なビジネスアプリケーションソフトでの作業計画管理からCEへの移行により、クライアントおよびその他多数のアドバイザーチーム間での情報共有が同期し効果的なコラボレーションが実現
- ② データ変更履歴の可視化：プロジェクトの各種

ステータス・進捗等のデータ変更履歴を表計算ソフトやプレゼンテーションソフトのファイルで追跡せず、CEにおけるデータ変更履歴機能の活用により、複数の分科会・多拠点・多関係者の更新状況を可視化

- ③ ワークプランとリスク／課題の一元管理：ワークプランとともに一元化された包括的なリスク／課題リストにより、項目をより効率的に管理／評価し、必要に応じて適切な利害関係者に問題提起しアクションに移すことが可能となった。
- ④ 進捗管理の効率化：一元化された情報の自動集計機能を用い、リアルタイムな情報を即時でステータスレポート生成。トップマネジメントに対し最新化された進捗状況およびリスク／課題の連携が可能となった。

実際のプロジェクトの現場では、更新されたドキュメントをチーム間でEメールに手作業で添付して回覧したり、面倒なステータスレポートを毎週作成したりするといった煩雑な管理業務から解放され、より重要な統合作業自体にチームの能力を集中することができ、各プロジェクトメンバーの作業効率が向上しました。

クライアントを含む本件プロジェクトチームからは「地域を超えたコラボレーションを可能にし、リアルタイムでのステータスレポートを促進するために、CEがプロジェクト管理を効率的に推進する上で非常に価値があった」「CEを一元的なプロジェクト管理ツールとして使用することで各チームのステータスの可視化が実現し、チーム間で容易にコラボレーションできた。非常に作業が進めやすくなった」などの声がありました。

▶ 図1 プロジェクトステータス一元管理 (イメージ)



Ⅲ PMOのDXツールの一例としてのEY Capital Edgeのご紹介

EY Capital Edgeは、20年以上にわたる2,000以上のM&A・トランザクションのPMO支援実績と経験をもとに開発されたプロジェクト管理ツールで、特にクロスボーダー・トランザクションのプロジェクト管理業務を効率化するための機能を備えた、クラウドベースのコラボレーション・アナリティクス・ツールです（<図2>参照）。

▶ 図2 EY Capital Edge概念図 (イメージ)



Ⅳ おわりに

M&A・組織再編等のトランザクションにおけるプロジェクト管理において、PMOのDXによる効率化が不可欠です。

デジタルツールを有効に活用することにより効率的なプロジェクト管理を実現し、PMOのリソースをトランザクションによる効果実現・目的達成のための各種施策検討・推進により多くの時間を割くことで、早期の効果実現・目的達成が可能となると言えます。

国内では、EY Capital Edge Japan Teamが中心になり、M&A・組織再編等各種トランザクションにおけるプロジェクトマネジメントのDX推進を支援する体制を構築しています。

お問い合わせ先

EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株)
 BMC (Brand, Marketing and Communications)
 E-mail : marketing@jp.ey.com
 EY Capital Edge Japan Team
 E-mail : japan.capitaledge@jp.ey.com

外貨建有価証券等の換算と処理



企業会計ナビチーム 公認会計士 久保慎悟

▶ Shingo Kubo

大手食品製造業（IFRS）の監査業務、大手投資会社（IFRS）などにおける連結決算支援に従事しつつ、法人ウェブサイト（企業会計ナビ）での記事執筆、セミナー講師、書籍の執筆、雑誌への寄稿を行っている。主な著書（共著）に「M&A・組織再編会計で誤りやすいケース35」（中央経済社）などがある。

＜お問い合わせ先＞EY新日本有限責任監査法人 E-mail：shingo.kubo@jp.ey.com

今回は「解説シリーズ『外貨建取引』第3回：外貨建有価証券等の換算と処理」の一部を編集し、紹介します。

把握することが重要となります。

本稿では、外貨建有価証券等の決算時のポイントを整理します。なお、ヘッジ会計に関しては、解説の記載から除いています。

I はじめに

外貨建有価証券は、決算時において保有目的の分類や種類等に基づき異なる換算方法や処理を求められます。このため、それぞれに求められる処理等を適切に

II 外貨建有価証券の換算方法と換算差額の処理

外貨建有価証券の換算方法と換算差額の処理は、保有目的に応じて<表1>のようになります（会計制度委員会報告第4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」（以下、外貨実務指針）第12項～第17項）。

▶表1 保有目的に応じた外貨建有価証券の換算方法と処理方法

保有目的	換算方法	処理方法
売買目的有価証券	期末換算 外貨による時価×決算時の直物為替相場	期末換算前簿価との差額 有価証券運用損益として処理
満期保有目的の債券	期末換算 外貨での取得価額×決算時の直物為替相場	期末換算前簿価との差額 為替差損益として処理
	償却原価法 当期償却額の換算 外貨建ての当期償却額×期中平均相場	当期償却額 利息勘定の調整として処理
子会社株式および関連会社株式	期末換算 取得時の為替相場による円換算額	—
	期末換算 外貨による時価×決算時の直物為替相場	期末換算前簿価との差額 評価差額として処理
その他有価証券	期末換算（時価のないもの） 外貨による取得原価または償却原価*2×決算時の直物為替相場	期末換算前簿価との差額 評価差額として処理
	可能な方法 期末換算（外貨建債券）*3 外貨による時価×決算時の直物為替相場	時価変動に係る差額*4 評価差額として処理 その他の差額 為替差損益として処理

*1（外貨建取得原価＋外貨建ての償却累計額）となる（外貨実務指針第13項）。

*2（外貨建取得原価＋外貨建ての償却累計額）となる。なお、期中における償却原価法による当期償却額は、満期保有目的債券と同様に、期中平均相場により円換算し、利息の調整項目として処理する（外貨実務指針第15項）。

*3 その他有価証券に属する外貨建債券については、外国通貨による時価を決算時の為替相場で換算した金額のうち、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の換算差額については為替差損益として処理することができる（「外貨建取引等会計処理基準注解」（注10）、外貨実務指針16項）。

*4（外貨ベースの評価差額×決算時の直物為替相場）となる。

▶表2 時価の有無に応じた評価額切下げの判断基準

	時価または実質価額	認識・測定方法	判断基準
時価のある外貨建有価証券	外貨建ての時価	外貨建ての時価と外貨建ての取得価額とを比較*1	時価が著しく下落し、かつ回復する見込みがない場合*2
時価のない外貨建株式	外貨建ての1株当たり純資産*3	外貨建ての実質価額と外貨建ての1株当たりの取得原価とを比較	実質価額が取得原価に比べて50%程度以上低下したとき

- *1 外貨建の他の有価証券のうち債券について、時価の著しい下落は生じていなくても、円相場の著しい上昇により、円換算後の金額が著しく下落するときには、外貨建ての時価を決算時の為替相場により円換算し、この場合に生じる換算差額を当期の損失として処理する（外貨実務指針19項なお書き）。
- *2 時価が「著しく下落した」場合は、必ずしも数値化できるものではないため、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」等に従い、状況に応じて慎重に判断する必要がある（会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」第91項）。
- *3 外貨建ての実質価額の算定に当たり、資産等の時価評価のための資料が合理的に入手できる場合には、当該資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味して外貨建ての実質価額を算定する。

▶表3 評価額切下げ後の換算方法と換算差額の処理方法

	換算方法	換算差額の処理方法
時価のある外貨建有価証券	外貨建ての時価×決算時の直物為替相場	当期の有価証券の評価損として処理
時価のない外貨建株式	外貨建ての実質価額×決算時の直物為替相場*	当期の有価証券の評価損として処理

- * 著しい物価変動等を起因とした為替相場の変動の著しい状況において、実質価額の著しい低下により評価額の引下げが求められる時価のない外貨建有価証券については、再評価（インフレ会計適用により実質的に再評価している場合を含む）後の外国通貨による実質価額を決算時の為替相場により円換算した額を付すことができる。

▶表4 保有目的等に応じた外貨建保有転換社債型新株予約権付社債および外貨建保有転換社債の換算方法と処理方法

保有目的	換算方法	処理方法
売買目的有価証券	期末換算 外貨による時価×決算時の直物為替相場	期末換算前簿価との差額 有価証券運用損益として処理
その他有価証券	期末換算（時価あり） 外貨による時価×決算時の直物為替相場	期末換算前簿価との差額 評価差額として処理
	期末換算（時価なし） 外貨による取得原価または償却原価×決算時の直物為替相場	期末換算前簿価との差額 評価差額として処理
子会社または関連会社により発行されたもの	期末換算 外貨による取得価額×取得時の為替相場	—
	期末換算（転換請求の可能性がないと認められるもの*） 外貨による取得価額×決算時の直物為替相場	期末換算前簿価との差額 為替差損益として処理

- * 転換請求の可能性がないと認められる場合は、外貨ベースで、当該転換社債の転換価格が転換の対象となる株式の相場を大きく上回り、転換請求期間満了前に相場の相当な変動（過去の変動額に基づき現在の株価、為替相場およびその他の要因を考慮して予測したもの）があっても、これを逆転するとは考えられない状況をいう（外貨実務指針22項）。

Ⅲ 評価損の換算方法と処理

1. 著しい下落または低下の判断

外貨建有価証券（売買目的有価証券以外で保有しているもの）について、時価の著しい下落または実質価額の著しい低下の事実が生じている場合には、評価額の引下げが必要となります（外貨実務指針第18項、第19項）。引下げの必要性認識・測定と判断は、時価の有無に応じて<表2>のようになります。

2. 評価額の引下げ

評価額の引下げが必要と判断された場合、引下げ後の外貨建有価証券の換算方法と換算差額の処理方法は<表3>の通りです（外貨実務指針第18項、第19項）。

Ⅳ 外貨建保有転換社債型新株予約権付社債および外貨建保有転換社債の決算時の会計処理

外貨建保有転換社債型新株予約権付社債および外貨建保有転換社債の決算時の円換算は、保有目的等に応じて<表4>のように行います（外貨実務指針第19-9項、第21項）。なお、子会社または関連会社により発

行されたものは、転換請求の可能性に応じて処理が異なります。

Ⅴ 外貨建保有新株予約権の決算時の会計処理

外貨建保有新株予約権は、保有目的区分に応じて売買目的有価証券またはその他有価証券として会計処理するとされており、時価評価されるため、決算時の為替相場により換算されます（外貨実務指針第19-5項）。

Ⅵ おわりに

近年、為替相場が大きく変動しており、外貨建有価証券等の換算が財務諸表に重要な影響を及ぼしている場合があります。外貨建有価証券等の換算および処理方法は、保有目的や種類等により異なりますので、決算を前にあらためて確認することをお勧めします。

▶ 企業会計ナビURL
www.shinnihon.or.jp/corporate-accounting



出版物のご案内

詳細は www.ey.com (出版物) をご覧ください。

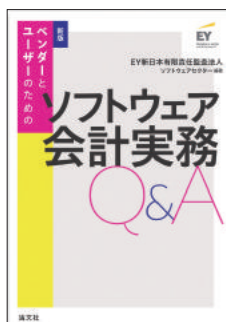
ご希望の方は書店にてお求めいただくか、出版社へ直接お問い合わせください。



<令和5年3月期決算法人対応>決算・税務申告対策の手引

▶ A5判/568ページ 税務研究会出版局 価格2,600円+税

令和5年3月期以降の年度決算を迎えるにあたって、会社計算規則、会計基準、適用指針、税法の法令・通達等の内容を踏まえた適正な決算および申告を行うことが必要不可欠です。最新の会社計算規則、会計基準、適用指針や税制改正の内容を十分に理解・整理した上での的確な対応が求められ、令和5年3月期以降の年度決算については会計および税務の両面において重要な改正事項があり、決算・申告にあたっては事前の入念な準備・検討が必要です。本書では、令和5年3月期決算に向けて万全の準備ができるよう、記載例や申告調整方法など、詳しく解説しています。



ベンダーとユーザーのためのソフトウェア会計実務Q&A (新版)

▶ A5判/544ページ 清文社 価格4,600円+税

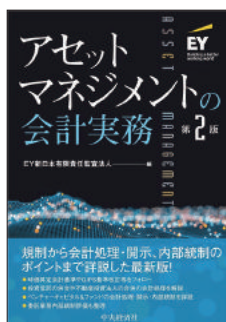
ソフトウェア取引の会計実務について、ソフトウェアの提供企業および利用企業の両者の視点で、分かりやすくQ&A形式でまとめました。ソフトウェア業の取引慣行や特徴の紹介、クラウドサービスやアジャイル開発などソフトウェア業界特有の事象に対する会計処理上のポイント、収益認識会計基準の取扱い、会計不正事例を踏まえた内部統制の留意事項、研究開発費の税務上の取扱いなど、幅広い内容を解説しています。



チェックリストでわかる IPOの実務詳解

▶ A5判/340ページ 中央経済社 価格3,800円+税

この書籍では、東証市場再編も盛り込み、IPOの進め方をチェックリスト形式で解説しています。IPOの全体像から、事業計画や予算の策定、資本政策の方法と個別論点、経営管理体制の構築、業務管理（内部統制）の整備、関連当事者等取引と関係会社の論点、法務・税務の取扱い、IFRS上場、グローバルオファリングまで、網羅的に詳説しています。IPO実務担当者必読の新しいパイプです。



アセットマネジメントの会計実務 (第2版)

▶ A5判/477ページ 中央経済社 価格5,400円+税

本書はアセットマネジメントに関する規制から会計処理・開示、内部統制のポイントについて解説しています。第2版では、時価算定会計基準等の適用やGIPS基準改訂等をフォローし、投資信託の併合や不動産投資法人の合併の会計処理について解説を追加しています。VC&ファンドについては新章を設けて、会計処理・開示・内部統制を詳説しています。委託業務内部統制評価についても実務指針の見直しを踏まえ再整理した、実務担当者必携の一冊です。



改訂 信用金庫・信用組合の会計実務と監査 —自己査定・償却引当編—

▶ B5判／212ページ 経済法令研究会 価格3,500円＋税

債務者区分判定のポイントや、破綻懸念先にかかる償却引当方法など、信用金庫・信用組合の自己査定・償却引当実務・監査実務担当者が押さえておきたい自己査定・償却引当実務上の重要な論点について、Q&Aや事例も交えて分かりやすく解説しています。金融検査マニュアル廃止など、直近の制度改正動向を反映した改訂版です。



改訂 信用金庫・信用組合の会計実務と監査 —会計処理・開示実務編—

▶ B5判／332ページ 経済法令研究会 価格5,000円＋税

有価証券会計、デリバティブ会計、税効果会計など、信用金庫および信用組合の経理実務・監査実務担当者が押さえておきたい会計処理・開示実務上の重要な論点について、Q&Aや設例も取り入れ、分かりやすく解説しています。信用金庫・信用組合に固有の論点についても詳細に解説しており、信用金庫・信用組合実務担当者にとって大変有用な一冊です。直近の会計基準等の改正動向を反映した改訂版です。



消費税のインボイス制度 完全解説

▶ A5判／172ページ 税務研究会出版局 価格1,800円＋税

令和5年10月1日より「適格請求書等保存方式」（いわゆる「インボイス方式」）の適用が始まります。本書は、適格請求書等保存方式（インボイス方式）について、基本事項から実務レベルの必要事項や留意点などを一通り網羅しており、実務担当者や税理士・会計士の方におすすめの一冊です。



同族会社のための「合併・分割」完全解説(改訂版)

▶ A5判／368ページ 税務研究会出版局 価格2,500円＋税

会社や事業を整理・統合、不採算事業の整理を行う上で、合併および会社分割などの企業組織再編成の有効性が認識され、中小の同族会社においても活用例が増加しています。本書は、同族会社の合併・分割の税務・会計について、基本的事項から実務レベルの必要事項や留意事項までを事例や図表を豊富に用いて、分かりやすく解説しています。

編集後記

「星投げびと (The Star Thrower)」という米国のショートエッセイがあります。私がこのエッセイのことを知ったのは、テレビのドラマにもなった「二月の勝者」という中学受験を題材にした漫画の中での1シーンで、調べてみると次のようなストーリーでした。

“ある賢人が早朝に海辺を歩いていると、何かを投げている男がいました。近づいてみると男はヒトデを海に向かって投げていました。ふと賢人が海辺を見ると何マイルも無数のヒトデが海辺に打ち上げられていました。賢人は男に尋ねました。「おはよう、何をやっているんだい?」。男は答えて言いました。「ヒトデを海に返しているんだ。太陽が昇ったら干からびてしまう。海に投げ入れなければ死んでしまうよ。」と。賢人は「ヒトデは何マイルも無数にいる。あなたがヒトデを海に返しても、何も変わらないよ。」。男は静かに賢人を見て、またヒトデを拾い上げ海に返し、言いました。「あのヒトデには大きな違いがあったよ。」”

2022年は世界中でインフレの進行、環境問題、地政学リスクなど個人の力が及ばないことが多く、自らの力だけでは何ともできないために、あきらめてしまうことが賢く思えてくる世の中でした。しかし、そのような世の中でも、個人が少し行動を変化させれば、少しずつですが良くなる方向に向かっていくのではないのでしょうか。「情報センサー」2月号の掲載記事にあるように、23年も引き続き私たちが解決しなければならない社会課題は多くありますが、私たちは「星投げびと」のように自らのできることを愚直に進め、一歩でも解決に前進できればと考えています。

なお、この編集後記が掲載される「情報センサー」2月号の発刊は2月1日、東京・神奈川の中学受験集中日、漫画「二月の勝者」の佳境、天王山です。蛇足ですが応援を。

頑張れ、受験生!

「情報センサー」編集委員長 小宮正俊

企画編集

池田彩子 岩崎尚徳 宇田川 聡 大澤一真 大塚俊明 北出旭彦 栗原浩保 小原香織 小宮正俊 島藤章太郎 高橋幸毅
田口寛之 田中裕樹 塚本 愛 (あいうえお順)

お問い合わせ

「情報センサー」の掲載内容について、詳細な情報をご希望の場合は、執筆者またはその分野の専門家が対応させていただきます。下記までお問い合わせください。

BMC本部 E-mail : knj@jp.ey.com

「情報センサー」のバックナンバーはウェブサイトに掲載しております。

www.ey.com/ja_jp/library/info-sensor

〈今月の表紙〉 池田町 (北海道)

(注)▶ 掲載内容のうち、意見にわたる部分は個人的見解です。なお、原則として2022年12月2日現在の情報で執筆しております。

▶ 掲載したサービス内容は、公認会計士法における「監査関与先に対する非監査サービスの同時提供の制限」により、EY新日本有限責任監査法人の監査関与先企業に対してサービスを提供できない場合があります。監査関与先企業の皆さまが、同サービスの提供をご希望の場合は、監査担当会計士にご相談ください。

情報センサー 2023年 2月号 Vol.184

発行日：2023年2月1日

発行所：EY新日本有限責任監査法人

〒100-0006

東京都千代田区有楽町一丁目1番2号

東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を 目指して」をパーパス（存在意義）としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起（better question）をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくはey.com/ja_jp/people/ey-shinnihon-llcをご覧ください。

©2023 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

00806-226Jpn

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/ja_jp